

平成29年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成29年3月7日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主事 原島 賢一君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企 画 財 政 課 長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	天野 成浩君	福 祉 保 健 課 長	清水 信行君
観 光 産 業 課 長	原島 滋隆君	地 域 整 備 課 長	須崎 政博君
会 計 管 理 者	原島 政行君	教 育 課 課 長 補 佐	加藤 芳幸君
病 院 事 務 長	河村 光春君		

平成29年第1回奥多摩町議会定例会議事日程[第1号]

平成29年3月7日(火)

午前10時00分開会・開議

会 期 平成29年3月7日～3月22日(16日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	---	議長定例町議会開会・開議宣告	---
2	---	会議録署名議員の指名 7番 宮 野 亨 議員 8番 高 橋 邦 男 議員	
3	---	会期の決定について	決 定
4	---	議会関係諸報告	---
5	---	町長あいさつ及び施政方針表明	---
6	議案第1号	奥多摩町空家等対策基本条例	原案可決
7	議案第2号	奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例	原案可決
8	議案第3号	奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
9	議案第4号	奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
10	議案第5号	奥多摩町介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
11	議案第6号	奥多摩町介護保険地域支援事業利用者負担条例の一部を改正する条例	原案可決
12	議案第7号	奥多摩町福祉会館の指定管理者の指定について	原案可決
13	議案第8号	大沢国際釣場の指定管理者の指定について	原案可決

14	議案第 9 号	丹縄亭の指定管理者の指定について	原案可決
15	議案第 10 号	資源収集車（2 tトラック）購入契約について	原案可決
16	議案第 11 号	資源物運搬用アームロール車及び専用コンテナボックス購入契約について	原案可決
17	――	陳情の受付について	陳情第 1 号 経済厚生常任 委員会付託

(午後 3 時 07 分 散会)

午前 10 時 00 分 開会

○議長（須崎 眞君） 平成 29 年第 1 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

7 番 宮野 亨議員

8 番 高橋 邦男議員

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定について、を議題とします。

本件につきましては、去る 2 月 28 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、宮野亨議員よりご報告願います。

宮野亨議員。

〔議会運営委員長 宮野 亨君 登壇〕

○議会運営委員長（宮野 亨君） 宮野でございます。平成 29 年第 1 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 2 月 28 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

初めに、本定例会の会期であります。本日 3 月 7 日から 3 月 22 日までの 16 日間とすることに決定しました。

次に、会期中の諸日程であります。配付してあります会議予定表をごらんください。

まず本会議について、本日 7 日の本会議であります。議会諸報告に続き町長よりあいさつ及び施政方針の表明をいただいたのち、議案審議に入ります。

本定例会に上程された議案は、町長提出議案 27 件であります。本日及び明日 8 日の 2 日間で審議いたします。

次に 3 月 9 日は本会議 3 日目ですが、一般質問を行います。通告者は 11 名で通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるようご協力をお願いいたします。なお町長の施政方針に対する一般質問の通告者は 1 名ですが、その内容について通告を本日、午後 5 時までに提出されるようしくお願いいたします。

一般質問終了後、常任委員会に付託し審査が行われた、請願・陳情についての採決を行います。

次に、3月22日の本会議4日目は本定例会最終日となります。予算特別委員会に付託して審査が行われた平成29年度一般会計を始めとした、特別会計・事業会計の全8議案の委員長報告及び採決を行い、続いて、閉会中の継続調査について、議員派遣について、を審議したのち、町長に挨拶をいただき閉会とする予定です。

次に、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受付は、陳情が1件と報告されましたので、本日3月7日、本会議終了後、経済厚生常任委員会を開催し審査を願います。

なお、陳情について、9日に採択と決せられた場合には、追加案件として議員提出議案を上程し、意見書の提出について採決を行います。

次に、予算特別委員会は3月14日に開会し、平成29年度の各会計予算の概要説明を受けることに決定しております。3月16日についても予算特別委員会を再開し、質疑を行い、採決を行います。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。配付してあります提出案件及び上程別・採決別一覧表をごらんください。

議案第1号の新設条例及び議案第2号から議案第6号までの一部改正条例については、それぞれ単独上程の上、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

次に、議案第7号から議案第9号までの各施設の指定管理者の指定については、関連がありますので一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

次に、議案第10号及び議案第11号の、それぞれ購入契約につきましても関連がありますので一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

なお、議案第10号と議案第11号の2議案については、契約案件ですので企画財政課長の概要説明の後、住民課長に補足説明を求めます。

本会議第1日目の3月7日は、この議案第11号の審議をもって終了し、残る議案審議につきましても、本会議2日目の3月8日に行うことに決定しております。

本会議2日目は、補正予算の審議及び新年度予算の審議を行います。議案第12号から議案第19号までの平成28年度一般会計を始めとする、特別会計・事業会計の補正予算の8議案につきましても一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

初めに、副町長から全議案について総括説明をいただいた後、各課長より議案ごとに所管の説明を求めます。全議案説明終了後、議案ごとに質疑と採決を行うことと決定しております。

続きまして、議案第20号から議案第27号までの平成29年度一般会計を始めとする、特別会計・事業会計の当初予算の8議案については、一括上程とし議長を除く議員11名によ

る予算特別委員会に審査を付託することに決定しております。

なお、暫時休憩をとり、正副委員長の互選も行われる予定です。

最後に、会期中の議員提出議案の奥多摩町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例及び、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書が上程される予定でございます。この議員提出議案については、議会3日目の9日に議会運営委員会を開催し、取り扱いを審議の上、上程する予定であります。

以上が本定例会の会期、日程と議案の取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月22日までの16日間とし、議案の上程別及び採決別についても、あわせて委員長の報告のとおり決定したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの16日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配付してあります会議予定表のとおり進めたいと思っております。ご協力よろしく申し上げます。

また、本日の日程はお手元に配付のとおりであります。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中に秋川流域斎場組合議会及び西秋川衛生組合議会が開かれておりますので、その概要を、まず、秋川流域斎場組合議会議員、高橋邦男議員よりご報告願います。

高橋邦男議員。

〔8番 高橋 邦男君 登壇〕

○8番（高橋 邦男君） おはようございます。

では、平成29年第1回秋川流域斎場組合議会定例会の報告をいたします。

去る2月23日午後2時から、ひので斎場会議室で定例会が開かれ、町からは町長、小峰議員、私、高橋と天野住民課長が出席しました。

議長より開会の挨拶があり、会議録の署名議員の指名の後、会期を1日限りと決定しま

した。

次に、諸般の報告では、橋本管理者から、思い出を語るロマンの杜ひので斎場も、平成13年4月の業務開始から17年目を迎えようとしており、現在に至るまで火葬場並びに式場とも順調に稼働し、皆様にご利用いただいているとの挨拶がありました。

また、平成28年4月から平成29年1月までの施設の利用状況は、火葬状況として、全体で1,157件、前年度同時期の比較では58件の増、内訳ではあきる野市668件、日の出町、241件、檜原村41件、奥多摩町129件、組合外78件となり、式場利用状況は、全体で385件、前年同時期の比較では30件の増、内訳ではあきる野市223件、日の出町95件、檜原村は11件、奥多摩町35件、組合外21件となり、全体に対する組合内の利用割合は、火葬が93.3%、式場が94.5%となっているとの報告があり、今後も斎場組合の運営に当たって多くの皆さんに安心して利用いただくことを第一に、誠意を持って対応していくとの挨拶がありました。

次に、専決処分 of 報告及び承認を求めることについて、管理者から、提案理由の説明があり、質疑では給与の見直し及び再任用短時間勤務職員に係る専決処分の方法などについての質問があり、答弁の後、採決した結果、原案のとおり承認されました。

次に、平成28年度秋川流域斎場組合会計補正予算（第2号）について、管理者より提案理由の説明があり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,037万8,000円とする説明の後、質疑、討論もなく採決した結果、原案のとおり可決されました。

次に、平成29年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金について、管理者より提案理由の説明があり、総額は1億6,000万円で前年度と同額であり、各市町村の負担金及び総額に対する負担割合は、あきる野市1億291万5,000円、64.32%。日の出町3,103万2,000円19.4%。檜原村875万9,000円、5.47%。奥多摩町1,729万4,000円、10.81%との説明があり、質疑、討論もなく採決した結果、原案のとおり可決されました。

次に、平成29年度秋川流域斎場組合会計予算について、管理者から提案理由の説明があり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,111万円と定め、前年度比較では6.63%の増となり、歳入の主な内容では使用料及び手数料で、火葬及び式場利用件数の伸びを見込み300万円の増額。繰入金で、建設設備整備基金繰入金を予定する工事に相当するため、1,200万円の増額を見込み、歳出の主な内容では、総務費で一般管理費1,054万8,000円の減額は、施設設備整備基金積立金及び一般職人事管理費の減額によるものと衛生費で斎場費2,553万3,000円の増額は、修繕費I T V設備更新工事、式場棟吸収冷温水

発生器更新工事などの増額を見込む説明があり、質疑では防犯カメラリース料について質問があり、答弁の後、採決した結果、原案のとおり可決されました。

以上で平成 29 年第 1 回秋川流域斎場組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で秋川流域斎場組合議会定例会の報告は終わりました。

次に、西秋川衛生組合議会議員、原島幸次議員よりご報告願います。

原島幸次議員。

〔9 番 原島 幸次君 登壇〕

○9 番（原島 幸次君） 平成 29 年第 1 回西秋川衛生組合議会定例会及び全員協議会の報告をいたします。

始めに、第 1 回定例会ですが、去る 2 月 24 日午後 2 時から西秋川衛生組合会議室で開かれ、町からは、町長、宮野議員、澤本議員、私、原島と天野住民課長が出席いたしました。

議長より開会の挨拶があり、会議録の署名議員の指名の後、会期を 1 日限りと決定しました。

次に、諸般の報告では、議長より管理者から付議された案件は、専決 1 件、議案 4 件、管理者から職員の給料に関する条例改正の報告及び承認及び平成 29 年度組合会計予算などの議案 4 件の審議と、し尿処理施設の更新に係る汚泥再生処理センター整備工事の進捗状況について、挨拶並びに近況報告がありました。

次に、専決処分した、西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認については、管理者から提案理由の説明があり、事務局長から内容説明後、質疑もなく採決した結果、原案のとおり承認されました。

次に、平成 28 年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更について及び平成 28 年度西秋川衛生組合会計補正予算（第 2 号）は関連があることから、一括上程を行い、ごみ処理負担金の変更では、構成市町村負担金 3,590 万円を減額し、補正予算（第 2 号）では、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 4,077 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 13 億 4,071 万 8,000 円とする説明の後、質疑もなく、それぞれ採決した結果、原案のとおり可決されました。

次に、平成 29 年度西秋川衛生組合構成市町村負担金について及び平成 29 年度西秋川衛生組合会計予算は関連があることから、一括上程を行い、構成市町村負担金の総額を 12 億 3,685 万 9,000 円とし、内訳としてごみ処理負担金 10 億 6,422 万 3,000 円、し尿処理負担金 1 億 7,263 万 6,000 円を見込み、平成 29 年度組合予算では歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 24 億 8,190 万 4,000 円と定め、対前年度比較では、11 億 5,650 万 2,000

円の増となり、歳入の主な内容は、構成市町村負担金 2 億 4,735 万 5,000 円の増額。国庫支出金で、し尿処理に係る循環型社会形成推進交付金 1 億 8,132 万 6,000 円の増額。組合債で、し尿処理施設建設事業債 7 億 2,710 万円の増額を見込み、歳出の主な内容では廃棄物処理費で、ごみ処理施設管理費 630 万 8,000 円の増額。最終処分場施設管理費 959 万 3,000 円の増額。し尿処理施設整備費では、汚泥再生処理センター整備工事及び施工監理業務委託料等、9 億 4,742 万 6,000 円の増額を見込み、公債費で借入金の元利償還経費 2 億 579 万 8,000 円の増額を見込む説明があり、質疑では、汚泥再生処理センター整備工事に係る搬入・搬出等の大型車両の通行台数及び安全対策などについての質問があり、答弁の後、それぞれ採決の結果、原案のとおり可決されました。

次に、定例会終了後、全員協議会が開かれ、報告事項では、西秋川衛生組合公共施設等総合管理計画（案）について、事務局次長より内容説明があり、本計画は国からの策定要請はないが、現在進めている汚泥再生処理センター整備工事に係る、既存施設の解体、撤去に伴う経費に除却債を活用するため、本計画を策定する必要があるとの説明の後、質疑もなく終了しました。

以上で、平成 29 年第 1 回西秋川衛生組合議会定例会及び全員協議会の報告を終わります。
○議長（須崎 眞君） 以上で、西秋川衛生組合議会定例会等の報告は終わりました。

次に、閉会中に総務文教常任委員会及び経済厚生常任委員会が開かれておりますので、その概要を、まず、総務文教常任委員長、高橋邦男議員よりご報告願います。

高橋邦男議員。

〔総務文教常任委員長 高橋 邦男君 登壇〕

○総務文教常任委員長（高橋 邦男君） 議会閉会中に開催した、総務文教常任委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は 2 月 13 日午前 10 時より、所管事項であります防災対策について、調査協議を行いました。具体的には、災害時における議会・議員のあり方について。また、災害時における議員行動マニュアルの作成に向けての調査、協議であります。この中で、意見としては災害時において、議員自身が地域でどのように動けばその地域で役に立つことができるのか。一住民として自治会のお手伝いをするのが重要である。議員として、どこまでできるのか。自治会との役割分担もはっきりとしなければならないのでは。などの意見が出ました。委員会としては今後、町の災害対策本部が設置された場合に、応援できる議会独自の組織の立ち上げの検討、また、各議員の災害時における行動規範を関係部署とも協議しながら作成していきたいということで意見はまとまりました。

午後1時から議会事務局職員2名随行的のもと、2月4日に竣工式を行いました、奥多摩消防署新庁舎の視察を行いました。新庁舎では、石川署長、坂係長の案内で救命講習や防災訓練で利用できる、都民防災教室や素登り訓練等ができる体育訓練室、自衛消防隊が水出し訓練も出来るスペース、設備を備えた屋上、今までの4倍の燃料を蓄えられるスタンド、また大災害時に東京都西多摩地区の西部の防災拠点となるための施設、設備が整えられている庁舎であることなどの説明を受け、午後2時に視察を終了したところであります。

この度、消防署新庁舎を視察させていただきましたが、この新庁舎が今後、住民皆さんの防災意識の向上や自治会、防火・防災関係諸団体の研修、訓練などにも活用されることを期待するものであります。

最後になりますが、新庁舎開設に向けての準備中にもかかわらず、私たち総務文教常任委員会の視察に応じてくださった石川署長をはじめ署員の皆さんに感謝を申し上げ、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、総務文教常任委員会の報告は終わりました。

次に、経済厚生常任委員長、師岡伸公議員よりご報告願います。

師岡伸公議員。

〔経済厚生常任委員長 師岡 伸公君 登壇〕

○経済厚生常任委員長（師岡 伸公君） それでは、議会閉会中に開催いたしました経済厚生常任委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は、2月の27日午前10時から本委員会委員6名と議会事務局職員1名随行的のもと、町で実施している木質バイオマス循環システムについて、関係施設の現場視察と埼玉県長瀨町にあります埼玉木材チップ協同組合で間伐材等が木材チップへと加工されていく工程を視察見学に行っていました。

当日は原島観光産業課長、戸張森林保全活用係長の案内のもと視察現場に向かいました。

始めに、地元の東京都森林組合奥多摩加工所へと向かいました。ここでは森林組合の渡部さんから説明を受けました。チップパーという搬入されてきた間伐材等を一瞬にしてチップにできる大型の機械で、グラップルローダーという重機で間伐材をつかみ、そのチップパーに投入する工程を見学しました。奥多摩町におけるチップの活用は、主に汚泥焼却に使用しておりますが、一部もえぎの湯のバイオマスボイラーでも使用しています。その、もえぎの湯の木質バイオマスボイラーの視察を次に行いました。ここでは、灯油ボイラーへの灯油消費量を低減させ、地域の森林資源の有効活用を図り、地球温暖化防止に役立てる

ために木質チップを燃料とする木質バイオマスボイラーを平成 24 年に導入、現在まで稼働しており、灯油の使用量は平成 23 年度と 27 年度を比べますと、24.4%まで下がり、CO₂の削減量の累計は 665,949 キログラムとなっているとのこと。チップは完全に乾燥していなくても対応できる高性能のボイラーであること等の説明を受けました。

午後からは、埼玉県長瀨町にあります、埼玉木材チップ協同組合に向かいました。

ここでは、原木からチップへと加工する工程を見学、説明を受けることができる工場があり、当日は午後 2 時から組合の河野理事長、田嶋工場長、事務局の吉田さんより説明と案内を受けました。広大な貯木場には、搬入された針葉樹、広葉樹の山が幾重にも重なっておりました。チェーンソーつきの重機もあり、効率的な作業も見ることができ、また、協同組合の立ち上げや製紙会社との交渉など、ここでは主に静岡県の製紙工場に搬入しているとのことではありますが、そのような苦労話も理事長から聞くことができました。

午後 3 時半に視察を終了、5 時 15 分に奥多摩町に帰ってまいりました。

今回の視察を通じ、同じ材料、同じ加工方法でも地域事情により、用途や需要と供給の関係の違いがあり、そのことはまた事業展開においてもいろいろな選択肢もあることを実感いたしました。今後の木質バイオマス事業における可能性をも感じた研修となりました。事務局、そして観光産業課のスタッフに感謝を申し上げるとともに、このバイオマス事業関係者のご努力に感謝を申し上げて、経済厚生常任委員会の報告といたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、経済厚生常任委員会の報告は終わりました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、午前 10 時 45 分から再開いたします。

午前 10 時 34 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本定例会の開会に当たり、町長より挨拶及び施政方針の表明があります。

河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） おはようございます。

平成 29 年第 1 回奥多摩町議会定例会の開会に当たり、新年度の町政に対する所信を申し

述べ、町議会並びに町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 29 年は昨年 5 月に町民の皆様方から再度付託を受け、4 期目の町政を担うことになってから 2 年目となります。現在、町長として 13 年目を迎えているところでございますが、これまでの町民皆様、そして議員各位のご支援とご協力に対しまして、この場をお借りし心から感謝を申し上げます。

さて、これまで 3 期 12 年間の任期中、私は町民の皆様が町政に何を求めているのか、どのような考えを持っているのかを常に意識し、この町で暮らしている皆様が安全で安心して生活を送ることができるようにスピード感を持ってバランスのとれた行政運営と自助自立の町政運営を行ってまいりました。4 期目においても、平成 27 年 4 月からスタートいたしました「第 5 期長期総合計画」を着実に推進するために、議員各位のご協力ご理解をはじめ、町民皆様からもご協力をいただきながら、率先垂範、不偏不党の精神をもって、引き続き、今まで培ってきた町長としての経験、近隣市町村や東京都との貴重な信頼関係を大切にしつつ、将来を見据えた行財政運営を行ってまいります。

第 5 期長期総合計画では、「人 森(もり) 清流 おくたま魅力発信！」～住みたい 住み続けたい みんなが支える癒しのまち 奥多摩～ をキャッチフレーズに、子どもからお年寄りまで生涯を健康で安心して暮らせる、住みたい、住み続けたいと思えるようなまちづくりの推進をしてまいります。最大の懸案である少子化・若者定住化対策については、「奥多摩創造プロジェクト」を設け、重点的に推進してまいりました。

この奥多摩創造プロジェクトでは、ふれ愛サポートセンターによる交流の場やふれあいの場の提供から、子ども・子育て支援推進事業の推進、若者定住応援補助金の推進、町営若者住宅や分譲地の整備、空家等活用事業推進交付金等による空家の活用等、少子化対策、定住化対策を一体的に推進してまいりました。特に、子ども・子育て支援推進事業では、保育園の保育料の全額助成、小・中学校の給食費全額助成、高校生までの医療費の全額助成、高校生等の通学定期代助成をはじめとした支援を 15 項目まで拡大し、現在では昨年調査をいたしましたところ、日本で 15 項目にわたって事業をやっている市町村は皆無であり、日本一と自負をしております。また、分譲地の整備、町営若者住宅の整備、空家を活用した、いなか暮らし支援住宅や若者定住応援住宅、空家バンク・若者用空家バンク事業、若者定住応援補助金等により、定住化対策もあわせて重点的に推進してまいりました。

これらの結果として、町営若者住宅、いなか暮らし支援住宅、若者定住応援住宅、空家バンク・若者用空家バンク、分譲地における入居者は、平成 29 年 4 月 1 日の見込みで 212 人を数え、その内訳としましては大人が 122 人、19 歳までの未成年者は 90 人となってお

り、0歳から14歳までの年少人口は86人であります。本年2月1日現在の町全体の年少人口は338人であり、この内4分の1に当たる86人の子どもたちが、これらの事業により、定住することとなり、大きな効果をもたらしているものと考えております。

また、2月1日現在の人口、広報等で町内に配布をしておりますけれども、人口では5,282人で、1月1日と比較して12人増加をいたしました。ここ数年来、毎年100人ほどの減少が続けている奥多摩町の人口の現況を考えますと、非常に大きな出来事ではないかなというふうに思っております。今まで重点的に推進してまいりましたこれらの事業が実を結び、その成果が少しずつでありますけれども表れてきたものと考えております。

これらの事業は少子化対策、定住化対策として位置づけて推進しておりますが、一方で高齢化対策や地域のコミュニティの活性化対策の側面も併せ持っております。高齢者を支える若い世代の人材がいなければ、消防団活動を含め、その地域のコミュニティは成り立っていきません。このようなことから、少子化対策、定住化対策により、地域に若い世代、子育て世代を呼び込むことは今後の奥多摩町にとって非常に大きく大切なことと考えております。

現在も、奥多摩町住みたいといった声を非常に多くいただいております。ただいまご説明申し上げました対策に加え、母子保健事業や子ども家庭支援センター事業、奥多摩教育の充実を図りながら、平成28年4月に新たに設置した、若者定住化対策室を中心として、全職員が一丸となり、1人でも多くの若者世代、子育て世代が奥多摩町で暮らせるよう、「奥多摩創造プロジェクト」を一層推進してまいります。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略「元気づくり計画」についてであります。この計画は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、奥多摩町における人口動態、地域特性を把握し、地域が抱える問題を明らかにし、目指すべき将来の人口を展望することを目的として定めた「奥多摩町人口ビジョン」を踏まえ、人口減少の克服と地方創生に向けた目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめ、昨年3月に策定をいたしました。

この総合戦略では、基本目標を4つ設定しております。基本目標の1つとしては、町の地域資源を最大限に活用し、雇用に結びつけること。基本目標2として、町に住みたい、住み続けたい人を積極的に受け入れること。基本目標3として、町の定住環境を整え、結婚・出産・子育ての支援を行うこと。基本目標4として、町こそ魅力ある地域をつくり安心・安全な生活空間を創出すること。を設定いたしました。再度の設定や実行に当たっては、第5期長期総合計画を基本とするとともに、特に奥多摩創造プロジェクトで定めた施策や事業は、この総合戦略の推進においても必要なものであることから、総合戦略に

も取り組み、重点的な施策として、今後も取り組んでまいります。

また、奥多摩町の最上位計画であります、第5期長期総合計画と総合戦略「元気づくり計画」を連携させながら、町誕生以来、人口減少が続くこの町に住みたい方が生涯健康で、なおかつ安全で安心して住み続けられますように尽力をしております。

次に、町を取り巻く国・都の行財政状況でございます。

最初に国の動向でございますが、2月23日に政府から発表されました月例経済報告によりますと、景気は一部に改善の遅れも見られるが、緩やかな回復基調が続いていると報告されております。詳細に見ますと、個人消費は、持ち直しの動きが続いているものの、このところ足踏みが見られる、設備投資は、持ち直しの動きが見られ、輸出、生産は持ち直している、企業収益は、改善の動きが見られる。企業の業況判断は緩やかに改善している、雇用情勢は、改善している、消費者物価は、横ばいとなっているとされ、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されております。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるともされております。

政府は、東日本大震災からの復興・創生に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していく。このため、経済財政運営と改革の基本方針2016、日本再興戦略2016、規制改革実施計画、まち・ひと・しごと創生基本方針2016及びニッポン一億総活躍プランを着実に実行する。さらに、働き方改革に取り組み、3月に働き方改革の具体的な実行計画を取りまとめるとともに、デフレから完全に脱却し、しっかりと成長していく道筋をつけるため、未来への投資を実現する経済対策及びそれを具体化する平成28年度第2次補正予算を円滑かつ着実に実施する。また、平成29年度予算及び関連法案の早期成立を努めるとしてしております。現在、国会で28年度予算の可決、あるいは29年度予算の審議を行っておりますが、衆議院におきまして可決がされ、参議院に今、送られ参議院で審議をしておりますけれども、4月までには完全に自然成立をするという状況でありますから、4月から国の29年度予算は出発できるという体制が整ったというふうに認識をしております。

また、熊本地震による被災者への生活への支援等に万全を期すとともに、地域経済の早期回復や産業復旧に取り組む。これらにより、好調な企業収益を、投資の増加や賃上げ、雇用環境のさらなる改善等につなげ、地域や中小・小規模事業者も含めた経済の好循環のさらなる拡大を実現する。日本銀行には経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待するとしており、これらの政策が着実に実現されることを期待し

ているところであります。

国の平成 29 年度予算であります。一般会計総額は 97 兆 4,547 億円と平成 28 年度当初予算と比較し、7,329 億円、0.8%増加し 5 年連続で過去最大を更新しております。新規国債発行額は昨年度と比べて、622 億円減の 34.4 兆円と引き続き縮減しております。

経済再生と財政健全化の両立を実現する予算として、経済再生については、一億総活躍社会の実現に向けて、保育士や介護人材等の処遇改善や保育の受け皿の拡大、経済再生に直結する取り組みでは、人口知能やロボット、自動運転等の研究開発や実証等の科学技術振興の推進、観光先進国に向けた予算の増額を行い、働き方改革では賃金アップを図る企業への助成、非正規雇用労働者の待遇改善に取り組むとし、これらの重要政策課題に重点的に配分されております。

また、財政健全化に向けては、一般歳出の伸びを 5,300 億円に抑えたこと、社会保障の持続可能性を確保するために社会保障関係費の伸びを 5,000 億円に抑制しております。

次に、東京都関係であります。昨年 8 月に誕生した小池都知事の初めての当初予算の編成となります。東京都は 1 月 25 日に平成 29 年度予算原案を発表いたしました。平成 29 年度予算は「新しい東京」の実現に向けた改革を強力に推し進め、明るい未来への確かな道筋を紡ぐ予算と位置づけ、セーフシティ、ダイバーシティ、スマートシティの 3 つのシティの実現に向けて、東京が抱える問題の解決と、より一層の成長創出のための施策展開を力強く進めていくこと、全ての事業の総点検を実施し、無駄の排除を徹底して行うなど、都民ファーストの視点に立った財政構造改革の一層の推進を図ることを基本に編成され、一般会計の総額は 6 兆 9,540 億円で、前年度比 570 億円、0.8%の減となり、5 年ぶりの減額予算となりました。都税収入においても、6 年ぶりに減少に転じ、5 兆 911 億円、前年度比 1,172 億円、2.3%の減であります。また、全ての事業の総点検、事業の必要性や経費の内容などを検証しながら、無駄の排除を徹底する一方、明るい東京の未来を創るための投資を積極的に行い、過去最高となる 382 件の新規事業を立ち上げるなど総額では減少となっているものの、必要な施策には思い切った予算配分を行いメリハリのある予算編成になっております。

特に、待機児童解消の対策として、保育所等の整備、保育人材の確保・定着に向けた取り組みでは、前年度比 403 億円の増の 1,381 億円。また、環境先進都市の実現に向けた、スマートエネルギー都市の実現や快適で豊かな都市環境の形成に対しては、前年度比 196 億円増の 817 億円と、重点的に予算配分がなされております。多摩・島嶼の振興においても、前年度比 193 億円増の 2,393 億円が配分され、立川駅近隣に整備されることになった

多摩観光の拠点施設となる（仮称）東京観光情報センター多摩については、新たに立川に新設をするという予算が組み込まれております。町にとっても、町外からの観光客、また2020年東京オリンピック・パラリンピックに対するインバウンドの観光客を誘致するにあたり、非常に重要な役割を果たす施設として、大きな期待をするところであります。さらに、総務局が所管する市町村総合交付金は、前年度比10億円が増額され、500億円が計上されております。昨年の12月16日実施されました東京都予算に対する都知事ヒアリングにおいて、私も東京都町村会長として、市町村総合金交付金は財政の脆弱な13町村にとって、命綱とも言える財源であることからさらなる充実を求めてきたところであります。制度創設以来12年連続で伸びており、小池都知事にも町村の実情をご理解いただいた結果と考えておりますが、過疎化による少子高齢化が進み、税金などの収入の増加が見込めない当町にとっては非常に重要な財源となっていることから、先月2月13日に実施されました知事との意見交換、これは26市13の市町村長が個別に20分間の時間をいただき、それぞれの市町村の実情を知事が意見を聞くということで設けられたものでございます。そこにおきましても、知事との意見交換を重ね、この重要な財源である東京都市町村総合交付金についても重ねてお願いをしております。今後も東京都町村会や知事とのヒアリング等、さまざまな機会を通じて、引き続き奥多摩の特殊事情、理解していただくように要望をしております。

次に、平成29年度町予算の基本的な考え方について申し述べます。

過疎化による少子高齢化が進み、高齢化率は現在48%を超えました。住民の約半数が65歳以上という状況の中、町財政における自主財源である税収は、平成19年度以降、10年連続して減少する見込みであります。地方交付税においては、近年の交付実績等を考慮し、増としておりますが、一般会計の予算額は、前年度からマイナスとなる62億円といたしました。基金については順調に伸びているものの、予定されている大型事業や下水道事業の起債に伴う本格的な償還のピークを目前に控え、下水道会計においては、年々償還額が増えていることから、平成29年度においても財政状況は極めて厳しい状況であるといえます。

平成29年度は、第5期長期総合計画が前期計画の折り返しとなる3年目を迎えますが、限られた人材や財源の中で創意工夫をするとともに、町民皆様が何を望み、何を優先すべきかといったことを敏感に感じ取りながら、従来実施してきた施策を評価することや、個々の事業については毎年度の実施計画時に費用対効果の面から見直しを行っておりますが、歳出全般の効率化を図るとともに、予算の執行については関係法令等にのっとり、適正かつ迅速に行うことが必要であるというふうに考えております。

さて、平成 29 年度予算であります。社会経済情勢を見きわめ、限りある財源を計画的、重点的に配分し、住民福祉の増進と少子化・若者定住化対策をさらに推進し、個性的で活力のある地域社会を将来にわたって持続するため、長期総合計画「おくたま魅力発信計画」の実現を目指すこと。

成果を重視した行政改革の推進、時代に対応した柔軟な行政組織と職員の育成並びに費用対効果を含めた事業全般の事後検証の強化と制度や事務事業の必要性や有益性を吟味し、必要な見直しや再構築を図るなど、身の丈にあった健全で堅実な行財政運営を推進する。

以上の 2 つの考え方を基本として予算編成を行いました。

歳入の主な構成でございますが、都支出金が 25 億 6,972 万円、構成比率 41.5%で、前年度比 1.1%の減となっており、内水面漁業環境活用施設整備費補助金が 3,000 万円の増額となっているものの、都補助林道開設事業費補助金が 2,600 万円の減、市町村土木費補助金が 6,600 万円の減となり、都支出金全体では 2,900 万円の減額となります。

地方交付税は 15 億 2,000 万円、構成比率 24.5%で前年度比 3.8%の増となっており、近年の実績等を考慮し、前年度に比べ 5,500 万円の増額といたしました。

町税は、7 億 2,310 万円、構成比率 11.7%で前年度比 0.02%の微減となっており、前年度に比べまして固定資産税、軽自動車税、入湯税では増額見込みとなりますが、その他の税目では、納税義務者及び所得の減などにより、町税全体として 14 万円の微減と見込んでおります。

全体では、このように町の歳入の 66%を国の地方交付税と東京都の支出金が占めており、自主財源である町税の 11.7%を大きく超える状況となっております。

次に、歳出の主な構成ですが、土木費が 12 億 2,452 万円、構成比率 19.7%で前年度比 0.3%の減であります。下水道会計への繰出金が元利償還金の増等により 4,200 万円の増、町単独道路新設改良工事が 8,700 万円の増、町営小河内住宅改修工事が 2,500 万円の皆増となっております。都補助道路新設改良事業が 1 億 2,500 万円の減、橋梁新設改良及び維持補修事業は合わせて 3,400 万円の減となっており、土木費全体で 300 万円の減額となりました。

次に、民生費は 11 億 3,870 万円、構成比率 18.4%で前年度比 0.1%の減であります。保育所措置費が 2,600 万円の増となりますが、臨時福祉給付金事業において 2,100 万円の減があり、民生費全体では 100 万円の減額となります。先ほど東京都の予算の中で補正予算、あるいは当初予算の中で、待機児童対策費が盛り込まれておりますけれども、幸いにしてといたしますか、私どもの町では氷川と古里に、それぞれ保育所はございますが、ここ何年

にも渡っても待機児童の問題はございません。

そういう点では、むしろうちの町の保育士の確保のために、保育士の手当の改善が図られ、これを有効的に今後、活用していきたいなというふうに思っているところでございます。

次に、農林水産業費は9億8,061万円、構成比率15.8%で、前年度比9.1%の増となります。氷川国際釣場他内水面漁業環境活用施設整備事業費が4,500万円の増、栃寄浄水場ろ過器更新工事が3,500万円の皆増、多摩の森林再生事業が2,400万円の増、水の浸透を高める枝打ち事業が2,600万円の増となっております。

この2つの事業は100%の町の森林をきれいにしていくという事業で、当初からこの事業による事業を町としては積極的に推進しております。このことにより、町における間伐事業の推進、また、森林に対する雇用の確保が図られ、現在では、町の人たちがこの事業に参入し、多くの若い人たちが森林事業に携わっているという実態がございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、消防費は2億8,501万円、構成比で4.6%と、全体としては低いものの、前年度比12.5%の大幅な増となっております。在宅の全世帯を対象とした災害時非常持出用品購入及び配布事業が3,000万円の増となります。

この事業につきましては、いろんな災害があり、この災害について非常時に持ち出すそれぞれの家庭に対する持ち出しの部分として全家庭に、この非常用持ち出し用備品の配布事業を新規事業として、この予算に盛り込みました。その総額が3,000万円の皆増でございます。第3分団海沢詰所建設工事が4,300万円の皆増となり、耐震性貯水槽設置工事が2,000万円の皆減、消防事務委託負担金が1,000万円の減、緊急輸送道路沿道建築物等耐震診断補助金が700万円の減となっております。この700万円の減でございますけれども、耐震診断を火災の時に、国道、都道等における通行の確保をさせるために、何年か前から100%の助成をいただき、この耐震診断を行ってまいりましたが、この期間が満了いたしますので、この事業としてほぼ90%の近くの人が、この診断を受けたという結果になります。そのような結果、消防費全体では3,200万円の増額となりました。

一般会計全体で、62億円になり、昨年度と比較しまして2,000万円減、0.3%の減額予算であります。しかしながら、ここ4年間連続して60億円を超える予算規模を確保して実行してまいりたいというふうに思っております。

特別会計では、下水道事業会計においては、平成27年度をもって、下水道整備事業が10年間にわたる事業が完了いたしました。平成28年度予算では、前年度比64.1%の大幅

な減となりましたが、平成 29 年度予算においては元利償還金の増等により 3,700 万円増の 5 億 1,100 万円、前年度比 7.8%の増額となりました。今後は下水道事業につきましては、小河内処理区、奥多摩処理区を含めて維持管理を図っていかなければなりませんので、と同時に 10 年間にわたる事業が終了し、工事にわたって起こした起債が償還が始まり、何年か後にはピークを迎えます。かねてからいろいろお話をしておりますけれども、このピーク時に一般財源を使わなくても償還できる体制を整えてまいりました。そういうことを東京都に理解をいただきながら減債基金を積み立て、現在、減債基金の額は 13 億円になっております。15 億円あと 2 億円ほど積み立てますと一般会計から財源補填をしないで下水道事業の元利償還金については十分、減債基金で賄えるという方向性が見えてまいりましたので、そのような運営をしてまいりたいというふうに思っております。

特別会計である都民の森管理運営事業、山のふるさと村管理運営事業、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、下水道事業会計及び企業会計である病院事業の 8 会計合計では、前年度比 1,932 万円、0.2%の増の 94 億 6,702 万円となりました。

以上が、予算の主な内容でございますが、次に、予算における主要な事業について申し述べさせていただきます。

「第 5 期奥多摩町長期総合計画」の施策の大綱に沿って、平成 29 年度予算案で、特に重点としている施策や新規事業につきましてご説明を申し上げます。

既にご承知のように、奥多摩町基本計画あるいは長期総合計画を策定し、議会の皆様にお話をさせていただきました。町では、この基本的な基本長期計画を基本として 10 年間の長期計画、前期後期の 5 カ年計画をつくり、さらに 3 年間の実施計画をつくり、毎年 3 年間の実施計画を予算編成時にローリングを行い、予算の中で確実に実行できるという部分について予算に盛り込ましていただいているところでございます。そういう内容でございますが、第 1 章、みんなで支えるホットなまちづくりとして、誰もが元気で健康に暮らせる地域づくりでは、生涯を通して健康で暮らすためには疾病予防や健康づくりが重要なことから、健康診査や各種検診事業、健康相談事業、定期予防接種事業、保健推進活動事業、森林セラピーを利用した健康づくり事業、食育推進事業等を推進するほか、国民健康保険が平成 30 年度から都道府県単位に広域化されるため、システムの整備と広域化に向けた準備を適切に行ってまいります。

安心して子どもを産み育てる地域づくりでは、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が、核家族化や共働き家庭の増加などにより大きく変化する中、町では高齢化率が 48%を超え、少子高齢化が一段と進む状況の中、出会い、結婚、出産、子育て、子育てまでのきめ細か

な支援を一体的に行ってまいります。

このような観点から、従来から行っております、保育料の全額助成、小・中学生の給食費の全額助成、高校生までの医療費全額助成、高校生への通学定期代全額助成など、15項目を数える子ども・子育て支援推進事業を、今後も積極的に行ってまいります。これらの子ども・子育ての支援は、少子化対策であることはもちろんのこと、子どもや子育て世代が増えることにより、自治会等とあるいは消防団活動と地域コミュニティを支えていただける若者、消防団を支えている若者等が、町の中に住んでいただくことによって、我々の町を過去から現在まで、すばらしい町にさせていただいた先輩である高齢者の皆様の安全・安心をやるためにも、この事業は引き続き重点事業として推進してまいりたいと思っております。

次に、高齢者が生きがいをもって暮らせる地域づくりであります。高齢者が安全で安心して住みなれた地域で暮らせるよう、民生・児童委員、保健師、地域包括支援センター職員、高齢者見守り相談員が連携をしながら、臨時福祉給付金事業や高齢者見守り相談事業、外出支援サービス事業、低所得高齢者在宅生活支援事業等を引き続き推進するとともに、介護保険では、第7期介護保険事業計画の策定に向け、そのための高齢者実態調査を実施、新総合事業への移行を進めてまいります。また、認知症地域支援推進員の配置を行い、今まで以上に認知症高齢者やその家族等へ支援の充実を図ってまいります。

次に、障害者が自立して生活できる地域づくりでは、障害のある人が、地域の中で自分らしく生活していくために医療、福祉などとの連携や継続的な支援相談体制が重要となってまいります。そのためにも、精神専門相談事業や心の健康対策事業を平成28年度から実施しておりますが、引き続き、「第4期奥多摩町障害福祉計画」に基づき、地域活動支援センターの充実や自立支援給付の充実、各種施設利用等への支援に努め、障害のある人が必要なサービスを受けられるよう引き続き推進してまいります。

次に、心のぬくもりと絆を持ち続けられる地域づくりでは、地域の中で、支え合いながら安心して暮らすことができるよう、地域における移動支援の一つとして、地域ささえあいボランティア事業を引き続き進めるとともに、高齢者や障害者をはじめ、誰もが安心して利用できる道路や施設等を整備するため、人にやさしい道づくり事業や福祉モノレール事業を推進してまいります。また、町制施行60周年記念事業で決定した奥多摩町イメージキャラクター「わさぴー」については、親しみやすいという声を町内外から多数いただいております。キャラクターグッズの作成や、パンフレット、冊子などに「わさぴー」を活用し、奥多摩町の良さや制度のPRを親しみやすく、わかりやすくお伝えし、地域の活性

化につなげてまいりたいと思っております。

次に、第2章、やさしさ ふれあい 人と自然、自然とともに歩むまちづくりでは、豊かな森林資源に恵まれている当町ならではの環境を大切にし、自然とともに歩むまちづくりとして、森林の間伐事業を行う多摩の森林再生事業や、枝打ち作業を行う水の浸透を高める枝打ち事業を実施、それらの事業の実施に伴い発生した木質バイオマスと奥多摩温泉もえぎの湯のボイラーの燃料としても活用し、森林資源の循環に寄与すると同時にクリーンな町としてPRをしてまいりたいと思っております。

下水道事業につきましては、平成28年度から下水道整備計画区域の全区域が供用開始となりました。これにより町内全域が、公共下水道もしくは市町村設置型合併処理浄化槽として整備が完了いたしました。各家庭や事業所に1日も早く接続をしていただき、引き続き水質等の保全を図ってまいりたく供用開始について、議員の皆さん、住民の皆様にも1日も早く供用開始をしていただくようお願いを申し上げます。

機能的な道路の整備では、松葉穴沢線、白丸丸の内西線、南平熊沢線、坂下中井戸線、古里附入川線、高畑線等の道路のほか、橋梁においても寸庭橋の補修を行ってまいります。

次に、誰もが住みたくなる心かようまちづくりでは、住民が主体となったまちづくり活動を支援するため、設置した元気なまちづくり推進事業が3年目を迎えます。コミュニティの活性化や新たなまちづくりに住民皆様の声や活動が反映されることとなりますので、積極的に活用されるよう推進してまいります。

消防団では老朽化した消防団詰所の建設工事を行うほか、小型動力ポンプなどの機材の整備を計画的に進め、過疎化により団員数が減少する中、効果的に消防団活動が行われるように努めてまいります。大量の降雪時等の災害においても対応が可能となる車両の購入を行うほか、災害時に必要となる物資を詰めた、災害時非常持ち出しバッグを新たに全世帯に配布することといたしました。万が一災害が起こった際にも、適切に対応できる、また、対応していただけるよう対策を行ってまいります。

次に、住民皆様のご協力のもと確認させていただきました空家につきましては、現在、町内に約450件の空家が確認されております。空家は倒壊のおそれがあるものも含まれており、このような空家への対策は防犯・防火対策の側面が大きなものとなりますが、活用が可能な空家では、住居として再活用することで、地域を活性化することになります。今議会においても、奥多摩町空家等対策基本条例を上程させていただいておりますので、今後の空家の活用を図るためにも必要な条例でございます。と同時に、定住化による少子・高齢化対策にもつながることから、今後もこの空家対策についても引き続き力を入れて、

推進してまいります。

次に、第3章、町の中と外から関心を持たれる教育のまちづくりとして、みんなでチャレンジする生涯学習のまちづくりでは、生涯学習の拠点として活用されております文化会館が、建設後21年を経過し、設備等の老朽化が進んでいるため、今後も、安全で、安心して大勢の方々に利用していただけるよう必要箇所の修繕、改修を行ってまいります。また、青少年教育の健全育成を図るため、地域ぐるみで犯罪や非行防止の活動を行う青少年スポーツ団体、青少年対策地区委員会、少年スポーツ連盟への支援を引き続き行うほか、他地域や国際的な交流を通じて、伝統、文化等を肌で感じとり、広い視野を持った次代を担うリーダーを意識し、育成するためオーストラリアの海外派遣事業、オーストラリアからの高校生受け入れ事業、神津島での洋上セミナー、荒川区との体験交流事業のほか、羽村市、檜原村と共同で実施する国際交流音楽祭も引き続き実施してまいります。

次に、豊かな能力と強い心を育むまちづくりでは、ICT教育を推進するために、平成27年度は中学校に、平成28年度は小学校にタブレット端末を整備してまいりました。平成29年度は小学校へのタブレット端末の追加整備等により、小学校からの一体的なICT教育をさらに推進し、中学校ではタブレット端末の通信容量不足を解消するための予算も計上いたしました。家庭学習のさらなる充実を図ると同時に地域とともにある学校づくりを目指し、学校運営の基本方針や教職員の任用等について、学校、地域、保護者との協議の場となるコミュニティスクール制度を奥多摩中学校に4月から導入をいたします。学校と地域の連携を図り、学校、地域、保護者が一体となり町の子どもたちもより、成長の支えとなる学校づくりを推進してまいります。

次に、誰もがスポーツ活動に参加するまちづくりでは、子どもの体力向上を図るために、導入したラグビーを中心に子どもたちが楽しんで参加できるスポーツ教室を開催するほか、誰でも気軽に参加できるニュースポーツの推進により、スポーツ参加の奨励、健康体力づくりを支援してまいります。また、昭和41年に第1回が開催されました町民体育祭につきましては、昨年の開催をもちまして、幕がおろされました。今後、町民体育祭にかわる新たな事業につきましては、体育協会等を含めた多くの皆様のご意見をいただきながら検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、「伝統と先進の文化・芸術にあふれたまちづくり」であります。従来から進めてまいりました獅子舞等の郷土芸能の映像保存事業が完了し、新たな取り組みとして、郷土芸能をさらに多くの人に知っていただき、関心を持っていただくための郷土芸能大会の実施について、奥多摩郷土芸能保存団体協議会と検討を行ってまいりたいと思っております。

また獅子舞等の祭礼や文化財、観光スポット等を掲載した文化財マップを作成し、奥多摩町の郷土芸能について、より一層興味、関心を持っていただけるよう情報を発信してまいります。

第4章、みんなの力がつながる観光・産業づくりであります。住民が元気になる交流観光づくりでは、年間170万人を超える観光客は、近年の登山ブームや外国人旅行者により目に見えて増えている状況であります。観光が及ぼす地域への波及効果は大きいことから引き続き観光によるまちづくりに取り組んでまいります。特に、本年は、雲取山の標高2,017メートルと同数の西暦2017年となります。昨年新たに国民の祝日となった、山の日には、奥多摩町においてもイベントを各施設において実施いたしましたが、このイベントも活用しつつ、さらに観光客が増加するよう普及やPRを行ってまいります。また、日本一観光用公衆トイレがきれいな町を目指し、観光用トイレの改修工事を昨年から実施しておりますが、本年度はさらにトイレ清掃の充実を図るため、トイレ清掃の研修等を行っていただき、この研修により、40あるトイレを来ていただいた方がきれいであるという、評価をいただくまで実施をしてまいりたいというふうに思っております。

奥多摩ならではの地域産業の推進では、奥多摩町の面積の94%を森林が占めております。産業構造の変化等から林業の担い手が不足し、手入れが行き届かない山林も多いことから、引き続き多摩の森林再生事業や水の浸透を高める枝打ち事業を進め、森林環境の整備を図ってまいります。さらに、この森林の保全のために東京都水道局がダム周辺を含めた森林の確保を図るという事業を進めておりますので、この問題についても水道局と連携協調しながら森林の環境整備に努めてまいります。

次に、認定店制度を創設し、試験販売を行ってまいりました治助イモは、17件の飲食店や宿泊施設などに登録をいただき、料理として提供しておりますが、販売状況はとても好調で生産量が足りない状況となっていることから、より多くの方々に生産に携わっていただけるよう生産量の増加に取り組むほか、料理研究等にも努め、特産品としての確立を図ってまいります。また、高齢化が進むワサビ栽培については、ワサビ田の利用促進のための現況調査や町内産のワサビ苗の栽培を推進してまいります。

観光・産業づくりを推進する力の強化では、奥多摩観光協会やおくたま地域振興財団等の関係団体との連携により、イベントや事業を行っておりますが、何度も足を運びたいような観光の町を築くべく、森林セラピーアシスターの育成や観光ガイドの活用・育成を図ってまいります。

また、内水面漁業環境活用施設整備事業では、町内にある釣場のホームページやパンフ

レットの作成により、情報の発信力を強化するほか、多くの方々に利用されるよう老朽化した施設の改修や駐車場の整備を行ってまいります。

次に、第5章、住民と行政がともに考え、ともに築く、住みよい、住みたいまちづくりとして、官民協働による定住対策とまちづくりでは、若者の定住化対策が少子高齢化や地域コミュニティの活性化への対策につながることから、若者住宅の建設や町営小河内住宅の改修を推進し、町に住みたいという方々への受け皿として、引き続き整備を進めてまいります。また、空家を活用した、いなか暮らし支援住宅や若者定住応援住宅は、町独自の取り組みとして非常に大きな反響を得ております。これまでの、各住宅の応募状況や問い合わせの状況から、奥多摩町に住みたい方々は多くいらっしゃいます。この事業に空家所有者や地域の皆様のご理解、ご協力が不可欠でございます。今後も、多くの皆様方からご理解、ご協力をいただきながら、多くの空家を活用し、定住化が図られるよう、Iターン、Uターン、あるいは町の中で、若者が外にいかないような対策を含めた対応を図ってまいりたいと思っております。

次に、成果を重視した行政改革の推進では、第4次行政改革大綱に基づき、量から質への転換を目指した、しごと・ひと・しくみの改革を推進し、質の高い住民サービスを安定して提供できるよう、職員全員が知恵を絞り、取り組んでまいります。行政改革につきましては、毎年休むことなく進めないと、行政改革というのにはできません。ただ単に、ある一定の時期に職員を大量に少なくするというのが行政改革ではなくて、日常、いろんな事業に対して、節約をするということを含めたことを常日ごろから私を含めた職員自身が考え、実行していくということが大切であるという意味では、この行政改革は、たゆまなく進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、身の丈にあった健全な財政運営の推進では、町税が減少を続け、国や都への財源の依存を余儀なくされている厳しい財政状況はずっと続いております。限りある財源を計画的、重点的に配分して事業を推進するとともに、事業の費用対効果や事業全般の検証により、各種事業の見直し・再構築を図るなど身の丈にあった健全で堅実な財政運営を推進してまいります。また、今後の財政需要を見通し、庁舎建設基金をはじめとして、計画的に基金の積み立てを行ってまいります。

さらに、自主財源の一つである、ふるさと納税については、その内容を見直すとともに、PRの強化を図ってまいります。

次に、第1回奥多摩町議会定例会提出案件についてでございます。平成29年第1回町議会定例会に提案をいたします案件については、新設条例1件、条例の一部を改正する条例

5件、指定管理者の指定について3件、購入契約案件が2件、平成28年度の一般会計、特別会計、企業会計の補正予算案8件、平成29年度の一般会計、特別会計、企業会計の当初予算案8件の合計27件であります。これらの議案の具体的内容につきましては、副町長をはじめ所管の課長からご説明を申し上げます。いずれの議案につきましても、今後の事務事業を執行する上で必要不可欠なものでありますので、ご審議をいただきご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに当たりまして、冒頭で申し上げました、多くの町民の皆様から負託を受け、現在、4期目となる13年目を迎えております。

私は町長となってからこれまでの間、常に町民感覚を自分自身の肌で感じながら、スピード感を持って、バランスのとれた行財政運営を心がけ、奥多摩町の最大の魅力である、豊かな自然環境を破壊することなく、また、その活用を図るべくさまざまなインフラ整備を行い、その結果として、生活の根幹をなす上水道の都営一元化、あるいは下水道事業を10年をかけ、合併処理浄化槽と一緒に整備を進めてまいりました。また、ごみ処理事業については、町が23区、26市、13町の中、島を除いては、単独でごみの処理をしておりましたけれども、この問題についても非常に頭を悩ましておりましたが、西秋川衛生組合に加入をさせていただき、経費の削減と同時にスムーズに今、処理が行われているという状況でございます。それと同時に従来から多くの皆さんが望んでおりました、斎場の問題についても、青梅市の斎場を利用したり瑞穂の斎場を利用したり、あるいは秋川流域の斎場を利用しておりましたけれども、秋川流域斎場組合に加入をいただくことによって、組合員として、安価な経費でこの問題も解決ができました。

さらには保健福祉センター施設では、子ども家庭支援センターや障害者地域活動支援センターなど、教育文化施設では、学校給食センターについては、オール電化できれいな給食センターとして、今、運営を行っております。また小中学校の校舎につきまして、あるいは中学校の統合化等につきまして、数年をかけて夏休みに木質化を図ってはまいりまして、いずれの校舎につきましても、この木質化整備が完了したところでございます。さらには、観光産業施設では、はとのす荘の建てかえを実行し、議員の皆さん方のいろんなご意見をいただきながら計画から5年の月日がたちますけれども、昨年5月3日に町の観光立地の目玉である、はとのす荘改築をさせていただきました。定員は99名、宿泊施設は27室、ツインルームが23室、4人から5人泊まれる部屋が4部屋、バリアフリーの部屋が1つあり、今、多くの皆様にご利用いただいているところでございます。まだ、1年ほどしかたちませんので、経営状態が若干安定をしておりますけれども、管理運営してい

る奥多摩総合開発第三セクターのトータル的な事業は黒字経営であります。したがって、それらを利用しながら、今後もこの多くの人たちがインバウンドを含めた、多くの方々が2020年の東京オリンピック・パラリンピックを含めて、おいでいただきたいなというふうに思っております。

また、おくたま海沢ふれあい農園につきましては、開設当時から本当に多くの方にご利用いただき、また地域の住民の皆さんと共同して、いろんな意味で、新たな奥多摩の交流の拠点になったのではないかなというふうに思っております。

また森林セラピーロードにつきましては、徐々にではありますけれどもおくたま地域振興財団を立ち上げ、毎年毎年、量としては多くありませんけれども、多くの人たちが森林セラピーについて協力をいただき、人員も増えている状況でございます。もえぎの湯の木質バイオマスボイラーにつきましては、先ほど委員長報告があったように順調に稼働しております。

定住化対策では、分譲地、町営若者住宅、いなか暮らし支援住宅、若者定住応援住宅の整備などを推進してまいりましたが、あわせて次代を担う子ども、若者世代へ子育てや教育の支援も重点的に行ってきたことによりまして、これまでに蒔いた種が芽を出してきたものと考えております。今後もその芽が健やかに成長し、大きな果実となるよう、第5期長期総合計画のキャッチフレーズにもあるように、町内外にこの自然豊かな奥多摩町の魅力を発信し、誰もが住みたい、住み続けたいまちの実現に向けて、これからも粉骨砕身、全力で邁進していく覚悟であります。

議員各位並びに町民皆様方の、より一層のご支援、ご協力を心からお願い申し上げまして、平成29年第1回奥多摩町議会定例会の開会にあたっての私の施政方針とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、町長の挨拶及び施政方針表明は終わりました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 異議なしと認めます。よって、午後1時00分から再開いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案審議に入ります。

日程第6 議案第1号 奥多摩町空家等対策基本条例を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

若者定住化対策室長。

〔若者定住化対策室長 新島 和貴君 登壇〕

○若者定住化対策室長（新島 和貴君） 議案第1号 奥多摩町空家等対策基本条例につきまして、提案理由及び内容についてのご説明をいたします。

提案の理由でございますが、空家を活用するための基本方針を定めるとともに、適切に管理されていない空家等の対策を行うため、規定を整備する必要があるためでございます。

現在、空家等の活用については、積極的に取り組みを行っておりますが、さらに空家対策の基本的な整備体制を図るために、定住サポーターの調査を踏まえ、活用できる空家、周囲の住環境に悪影響を及ぼす空家に分け、諸問題を整理し、空家等対策計画を作成し、地域の実情に応じた空家等を有効に利活用するだけでなく、防災、衛生、景観、空家等がもたらす問題に、さらに対処するために規定を整備するものでございます。

次のページをお開きください。

新規の条例でございますので、条文の内容をご説明させていただきます。

第1条では条例の目的を空家等の活用及び適正な管理に関する基本方針を定め、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、地域の防犯・防災などの問題を解消するとともに、周辺的生活環境の保全、空家等の活用を促進し、地域の元気づくりを推進し、もって、安全で安心な地域社会の実現に寄与するために定めるものでございます。

第2条では、用語の定義を定めるもので、法において使用する用語と同様に規定するものでございます。

第3条では、所有者が空家等を適正に管理するために、所有者の責務を定めるものでございます。

第4条では、第1条の目的を達成するため、町の責務を定めるものでございます。

第5条では、第1条の目的を達成するため、自治会や警察、消防などの関係機関との連携を定めるものでございます。

第6条では、町内の空家等の調査について具体的に定めるものでございます。

第7条では、空家等の所有者を把握するために詳細についての調査の規定を定めるものでございます。

第8条では、所有者などに対し空家等の適正な管理を促すため、それに準ずる規定を定めるものでございます。

第9条では、特定空家等の認定に関し必要なときは空家等の実態調査及び立入調査について実施できる旨を定めるものでございます。

次のページをごらんください。

第10条では、特定空家等の認定について定めるものです。特定空家等とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいうと、法で規定されております。

第11条では、特定空家等に対する措置を定めるもので、助言、指導、勧告、勧告にかかる措置、代執行について定めております。現在も法に基づき、助言、指導、勧告、代執行などを行いましたが、町の手続上の規定がありませんでしたので、ここで手続を明文化したものでございます。また、特定空家等に関し、除却、修繕、立木、竹などの伐採、その他、生活環境の保全を図るために必要な措置をとるように助言、指導、勧告、命令について、この条項で規定したものでございます。

次のページをごらんください。

第12条では、特定空家等と認められる場所に立ち入って調査などができるように規定を定めたものでございます。

第13条では、特定空家の認定や勧告の措置、代執行に係る事項を審議するための審査会を定めるものでございます。

第14条では、審査会の委員数、任期、委員の構成などを定めるもので、委員会の委員数を10名、任期を2年と定めております。

第15条では、町長の委任について定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第1号 奥多摩町空家等対策基本条例の説明を終わります。

ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、石田議員。

○6番（石田 芳英君） 6番、石田でございます。

確認を含めまして、3点ばかり質問させていただきたいんですけども、ただいまの空家の調査をやられて、大体450件のうち、利活用できる空家と倒壊等の危険がある空家というものを調べているということでございますけども、その危険な空家は大体、空家の中で何件ぐらいあるか。わかれば教えていただきたいということです。

あともう一点は、特定空家等のというような文言なんですけど、この特定空家等の「等」に何が含まれるか、教えていただければと思います。

それとあと、3点目は、第10条の法第2条第2項に規定する状況にあると認められるときは、当該空家等を特定空家等と認定するというのは、条文もありまして、第11条にある特定空家等に対する措置が書かれているわけですけども、この中で11条の3行目に「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除去を除く。」とありますけども、一応特定空家と認定されても、そういう状況にないものは除くということですけども、それはどういう状況かということ、あとは誰が判断をするかということをちょっと教えていただければと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（須崎 眞君） 若者定住化対策室長。

○若者定住化対策室長（新島 和貴君） はい、それではまず1件目の調査について450件の内訳ということでご説明をさせていただきます。

12月1日現在で、定住サポーターによりまして、444件が空家としてカウントされております。そのうちの211件につきましては、いまだ調査の内容が未回答となっております。さらに、危険な空家またはどこが該当するかというものについては、現在調査の段階において、外観上の目視調査による調査方法を実施しております。それにつきまして、目視調査をした後に各戸別に全戸調査をして、どのような状況かというようなご回答をいただいております。ただ、実際に211件の方から実は、いまだ未回答というようなことになっております。それをさらに一歩進んで、今回、調査をするために国のガイドラインの中では、現在、目視調査までしかできないんですけども、その危険な空家かどうかというのは、實際上、中を見て判断するというふうになってございますので、今後、危険な空家かどうかというのを具体的に敷地内に入らせていただいて、確認をするということで、それについてこれから危険空家を判定していくということでございますので、法に基づく危険空家というものは現時点ではまだ0件というふうに考えております。それがまず1点目のご回答になります。

続きまして、特定空家等の「等」につきましては、これは空き地等が含まれますので、その空き地の部分、空家だけでなく土地の部分にかかわるということで、ご理解をいただければと思います。

それと、続きまして3点目の法の第2条の2項の部分になりますが、こちらの部分の法律においての定義がございまして、特定空家等はそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれの状態、適切な管理が行われてないことにより、著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認める空家を法律の中では特定空家等というふうに定義してございます。

先ほど、条例の条項中でこの部分を具体的にご説明させていただきまして、こちらについては、これから、今は外観の目視調査しかやっておられませんので、中の調査を行います。その中で、危険かどうかというのを判断しつつ、最終的には審査会を立ち上げまして、審査会の方々に意見をお聞きして、最終的にはそれが特定空家かどうかというのを審議していただくような形になります。ですから、まだ外観だけの目視の状況での特定空家等の判断というのはまだできないので、審査委員会にお諮りして、そこで特定空家というふうに認定するというような流れになりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

2番、大澤議員。

○2番（大澤 由香里君） 2番大澤です。

質問ではないですが、一言意見を述べさせていただきます。

管理が行き届かない、老朽化した住宅は倒壊するおそれがあったり、ごみの放置や不審者の立ち入りなんかがあって、治安悪化などで近隣住民にも多大な迷惑をかけることから、自治体を取り壊しなどを代移行する空家対策特別措置法に準ずる条例は必要であると考えます。ですが、個人の財産を自治体が代執行して行うことの問題、それから解体撤去するときの所有者の費用負担問題など、慎重に扱わなければならない課題もあります。

今回の条例では行政だけでなく、第三者機関の意見を聞きながら空家対策を推進するための審査会が設置されるということで賛成します。ただし、老朽化家屋の解体除却費用の助成や国や東京都に対して更地となった後の一定期間は、固定資産税の軽減措置を求めることを要望いたします。

以上です。

○議長（須崎 眞君） ほかに。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第1号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第1号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。

日程第6 議案第1号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。

よって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第2号 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 天野 成浩君 登壇〕

○住民課長（天野 成浩君） 議案第2号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、提案のご説明をいたします。

理由につきましては、平成28年9月議会において改正させていただきました、奥多摩町町税賦課徴収条例について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律、平成28年法律第86号及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令、平成28年政令第360号の施行に伴い規定を整備する必要があるためでございます。

条例説明文及び新旧対照表もございますが、お手元に配付させていただきました、奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の改正概要によりご説明申し上げます。

概要版をごらんください。

主な内容は、消費税率の10%への引き上げ時期が平成29年4月から平成31年10月に変更されたことを受け、所得税における住宅ローン減税制度の適用期限について2年半延長されることとあわせ、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限についても2

年半延長するものです。附則第5条の3の2の改正。また軽自動車税の環境性能割の導入の時期についても、消費税率を10%に上げると同時に自動車取得税を廃止し、環境性能割を導入することとなっていたため、平成31年10月1日に延期することになりました。それにあわせ軽自動車税が軽自動車税種別割と名称変更される時期も平成31年10月1日に延期する改正となります。改正条例第2条の改正。

また、法人町民税においても、平成28年度税制改正で措置されていた消費税率10%段階における地方法人課税の偏在是正措置の施行期日が2年半延期することになり、法人税割の税率引き下げの時期を平成31年10月1日に変更する改正となります。第33条の4の改正及び附則第2条の2の改正です。

最後に、奥多摩町町税賦課徴収条例第35条の2第1項ただし書き中の改正は、特定非営利活動法人法の一部を改正する法律平成28年法律第70号の施行により仮認定特定非営利活動法人の名称を特例認定特定非営利活動法人に改めるものでございます。

以上で、議案第2号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして、説明を終わります。

ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） よろしいですか。質疑なしと認めます。

以上で、議案第2号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第2号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。

日程第7 議案第2号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。

よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第3号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 天野 成浩君 登壇〕

○住民課長（天野 成浩君） 議案第3号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案のご説明をいたします。

理由につきましては奥多摩町国民健康保険の税率等を改めるため、規定を整備する必要があるためでございます。町の国民健康保険の保険給付費及び財政運営の状況につきまして、去る平成28年12月5日に、奥多摩町国民健康保険運営協議会が開かれ、その中で、増加傾向にある保険給付費に対応する必要があること。平成30年度から国民健康保険の都道府県化への対応に伴い、一般会計からの繰入金を段階的に解消していく必要があることから、国保税率の改定について町長から諮問を受け、当日と1月19日の2日間にわたり慎重なるご審議を賜り、ご承認をいただき1月25日に師岡運営協議会会長及び濱野同職務代理人から町長に答申がなされたものでございます。

本条例改正は、この答申に基づき改定するもので、条例改め文もございますが新旧対照表にてご説明させていただきます。

新旧対照表の17ページをお開きください。

第3条、国民健康保険の被保険者に係る所得割額基礎課税分で、医療給付費は100分の4.95を100分の0.05引き上げ100分の5.00に改め、第4条で前条の医療給付費分の均等割額2万4,000円を1,800円引き上げ、2万5,800円に改めるものでございます。

第5条、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額、後期高齢者支援金等分は、100分の1.40を100分の0.10引き上げ100分の1.50に改め、第6条で、前条の後期高齢者支援金等分の均等割額、8,000円を1,000円引き上げ9,000円に改めるものでございます。

第7条、介護納付金課税被保険者に係る所得割額で、介護納付金分は100分の1.60を100分の0.15を引き上げ100分の1.75に改めるものでございます。

第20条、国民健康保険税の税額の規定は、低所得者世帯に対する法定軽減の判定所得及び均等割額の軽減額についての改正でございます。第1号は、7割軽減世帯の規定で、軽減判定所得として、総所得金額等の金額が33万円を超えない世帯に係る均等割額を軽減額について規定しております。第1号、ア中の医療給付費分の均等割額の1人当たりの軽減額について、1万5,400円を1万8,060円に改め、同号イ中の後期高齢者支援金等分の均等割額の1人当たりの軽減額について、5,600円を6,300円に改めるもので、ウの介護納

付金につきましては、均等割額の引き上げがございませんので据え置きでございます。

恐れ入りますが 18 ページをお開きください。

第 2 号は、5 割軽減世帯の規定で軽減判定所得として現行では、基礎控除額である 33 万円と 26 万 5,000 円に被保険者数を乗じた額との合計額となっておりますが、この 26 万 5,000 円を 27 万円に改め、軽減判定所得を引き上げるものでございます。均等割額の軽減につきましては、同号ア中の医療給付費分の均等割額の 1 人当たりの軽減額について、1 万 1,000 円を 1 万 2,900 円に改め、同号イ中の後期高齢者支援金等分の均等割額の 1 人当たりの軽減額について、4,000 円を 4,500 円に改めるものでございます。

第 3 号は、2 割軽減世帯の規定で、軽減判定所得は現行では基礎控除額である。33 万円と 48 万円に被保険者数を乗じた額との合計額となっておりますが、この 48 万円を 49 万円に改め、軽減判定所得を引き上げるものでございます。均等割額の軽減につきましては同号ア中の医療給付費分の均等割額の 1 人当たりの軽減額について、4,400 円を 5,160 円に改め、同号イ中の後期高齢者支援金等分の均等割額の 1 人当たりの軽減額について、1,600 円を 1,800 円に改めるものでございます。

附則として、第 1 項、施行期日でございますが、この条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。第 2 項、適用区分でございますが、改正後の奥多摩町国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までは国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第 3 号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

〔福祉保健課長 清水 信行君 登壇〕

○福祉保健課長（清水 信行君） ただいまの住民課長からの条例改正提案理由の説明について、補足をさせていただきます。

本日お手元に運営協議会で使用いたしました資料をお配りしておりますので、資料に基づきご説明申し上げますが、その前に口頭で大変申しわけありませんが、今回の国保税率改正の背景につきまして申し上げます。

まず、条例改正が必要な最も大きな要因は、先ほどから申し上げているように、平成 30 年 4 月からこれまでの市町村国保から都道府県国保へと大きく制度が変更となることとございます。今回の制度改革は、昭和 35 年の国民皆保険制度創設以来の大改革と言われてお

り、国民健康保険が持っている構造的な問題も含め、国の責任において都道府県が新たな責任主体となり、市町村との役割分担の上、持続可能な制度となることを目指すものでございます。

医療保険制度改革の背景には、増大する医療費があります。現在、年間約 40 兆円の医療費がかかっておりますが、今後、毎年約 1 兆円ずつ増加するペースで増えてきており、これに加えて、少子化、高齢化により現役世代の負担が増えている実態がございます。医療給付費を現役世代である若年層と高齢者世代と比較すると、約 5 倍の開きがあるとも言われており、さらに国保は被保険者の年齢が高く、それにより医療機関を受診する機会が多く、医療費水準が高くなりますが、実際の被保険者の所得については全般的に低いといった、国保が持っている構造的な課題というものが 있습니다。これらの課題にしっかり対応していくことで、我が国が誇る国民皆保険を将来にわたって堅持していくということが改革の大きな方向性でございます。

具体的には、国は平成 30 年度以降、毎年 3,400 億円の公費を投入し、国民皆保険制度の根幹をなす国民健康保険を支えていくとともに、都道府県が財政運営の責任主体となり、中心的な役割を果たすことになることにより、これまで、全国の市町村の約 4 分の 1 が被保険者数 3,000 人未満の小規模保険者で、国保財政が不安定であったものが安定的な運営が可能になるとともに、市町村はこれまでどおり地域住民との顔の見える関係を維持しつつ、企画管理や給付決定、保険税の賦課徴収といった基礎的な事業を行うこととなります。

今後の仕組みについてですが、都道府県が財政運営の責任主体となり、都道府県内の市町村ごとの納付金の額を決定し、市町村は都道府県が決定した納付金を市町村内の国保加入者に対して賦課徴収し、都道府県に納付するというもので、これまで多額な保険給付が発生した際に給付の支払いができなくなることから一般会計から繰り入れる、翌年度の予算を繰り上げて給付費に充てる繰り上げ充用などの措置をとっていたものがなくなることにより、保険給付費の急激な増加による赤字繰り入れについては、解消につながっていくものです。

このため、都道府県が、それぞれの市町村ごとに必要な保険税額を示し、市町村は示された保険税必要額を市町村が定めた算定方式、保険税率により、賦課徴収し都道府県に納めることとなります。今後、東京都から奥多摩町のあるべき保険税率が示されることとなりますが、納付金標準保険税率の算定については原則として、医療費分については、年齢調整を行った後の医療費水準、所得水準による調整を行うもので、これは高齢者人口の割合が高い保険者ほど医療費水準が高くなるため調整を行うことと、保険者により所得水準

が異なることを調整するため、後期高齢者支援金分と介護納付金分については所得水準の調整だけが行われます。また、納付金は一度確定した場合は、年度途中の増減は行われないことになっております。現在、奥多摩町でも毎年、一般会計から、国保会計に対して4,000万円という大きな金額を繰り入れておりますが、これは国の示す基準によりますと、保険税水準の引き下げのために行っているものと分類され、国保改革施行後のなるべく早い時期に繰り入れを解消するため、年度計画を策定し解消に向け努力していかねばならないとされております。

東京都では平成26年度におきまして、62の区市町村保険者のうち、島の2保険者を除く60保険者が保険税水準の引き下げ、または保険税収納不足のため一般会計から繰り入れを行っており、これは国全体の法定外繰入の総額である、3,468億円のうち東京都区市町村が占める割合が1,046億円、30%であることから解消しなければならない大きな課題であると言えます。

今回の税率改正につきましては、国、東京都の方針を踏まえ、平成30年度に一度に引き上げることによる被保険者への急激な保険税負担の増加を減らすため、平成29、30年度の2年度に分けて、税率改定をお願いするものです。

今後、この繰り入れを計画的、段階的に解消、削減する必要があることが示されておりますが、あるべき保険税率の考え方については、将来的に東京都内で統一した保険税率とするため、医療費水準に応じた調整、年齢構成の調整のほか、区市町村がみずから保健事業などを積極的に行い、医療費水準を下げていく努力をすることで、保険税率も下がるというインセンティブを確保していくことが住民皆さんの納得を得られることになるとしてあります。

日本が世界に誇る、国民皆保険制度を守るためには、根幹をなす国民健康保険が、一番の基礎となるものであり、これを国、東京都、区市町村で守る努力をしなければ維持することはできないと考えております。この制度を支えているのはまさに国民健康保険に加入している住民の皆様であり、保険者である市町村であり、今後、保険者となる都道府県であります。

その上で、この国保制度自体が市町村の個別の運営では厳しい現状であることを改めて認識し、住民相互の支え合い、市町村相互の支え合いから国保の広域化が進んでいくこと。被用者保険も含めて、国保が成り立たなければ、その他の保険も成り立たないということの理解を求めていく必要があります。

このたびの保険税率改正につきましては、制度発足以来の大改革に向けて、また制度を

持続させていくために必要な第一歩であるということ、まずご理解いただきたいと存じます。

以上が、国保税率改定についての国の制度改革を含めたものでございます。このことを踏まえた上で、先ほど、住民課長から条例改正に当たっての提案の説明ございましたが、条例改正の議会上程に先立ち、国保関係者の皆様から広く意見を伺うため開催されました、国民健康保険運営協議会につきまして補足の説明をさせていただきます。

資料をごらんいただきたいと思います。

運営協議会の開催日は、平成 28 年 12 月 5 日及び平成 29 年 1 月 19 日の 2 日間でございます。いずれの日も 9 名の委員さんのうち、8 名の委員さんにご出席いただき、昨年 12 月 5 日に開催された第 1 回目の会議において、河村町長から運営協議会の職務のうち、保険税の賦課方法に関する諮問を師岡会長にいたしました。この諮問を受け、事務局から今回の保険税の改定について説明をさせていただきました。本資料は、当日の資料の表紙のみを差しかえておりますのでご了承願います。

1 ページお開き願います。

これまでの国民健康保険税の改定状況と繰入金についての資料です。黄色に塗られた部分が前年度より改定したもので、国保税の改定は、直近では平成 27 年度に限度額を含めた改定を行っており、28 年度でも限度額のみ改定を行っております。

2 ページの表は法定外繰入金の額の推移で、次の 3 ページの表は、平成 27 年度の西多摩地域の市町村の繰入金の状況で、青梅市が 13 億 5,000 万円余り、奥多摩町は 4,000 万円と額では 1 番低くなっておりますが、法定繰入金全体に占める法定外繰入金の割合では 7 市町村で 6 割を超えており、奥多摩町も決して少なくないことがご理解いただけるとと思います。

4 ページをごらんください。

事務局より、保険税の改定案を 3 案作成させていただきました。現在の被保険者数と平成 28 年度の住民税課税状況から試みの計算をし、全体の当初賦課額 1 億 1,052 万 9,600 円から、それぞれ 5%増改定案①、8%増改定案②、10%増改定案③を見込んだものでございます。この表の見方ですが、改定案①の横長の表の一番上の欄をごらんください。

国保税は、医療費に充てる基礎賦課分と後期高齢者医療等に資する後期高齢者支援金賦課分と 40 歳から 64 歳までの方に賦課し、介護保険に支出する介護納付金賦課分の 3 項目にそれぞれ税率を設定し賦課しておりますが、税率もそれぞれ 2 通りに分かれており、1 つ目が、世帯所得額から計算する所得割と所得にかかわらず被保険者一人一人に、一定の

額を賦課する均等割の2方式で計算いたします。全国の市町村では、この2方式に加え世帯ごとに賦課する世帯平等割を加えた3方式やさらに固定資産税をもとに賦課する、資産割を加えた4方式による賦課をしている自治体も多くあります。奥多摩町を含む東京都全体では、2方式の採用が多くなっており、東京都全体では66%が2方式となっております。この基礎、後期、介護の3項目の所得割の税率、または均等割の税率のうち幾つかを改めることにより、被保険者全体に係る賦課額が5%、8%、10%、増加するように計算された表ということでご理解願います。

それでは3案について申し上げます。まず現行の税率ですが、それぞれの表の3行目にありますように、基礎賦課分が所得割4.95%、均等割2万4,000円、後期支援金分が所得割1.4%、均等割8,000円、介護納付金分が所得割1.6%、均等割1万1,000円でございます。

改定案①は現行に基礎賦課分所得割が0.05%増の5.0%、均等割で1,800円増の2万5,800円、後期支援金分で所得割が0.1%増の1.5%、均等割で1,000円増の9,000円、介護納付金分で所得割が0.15%増の1.75%、均等割は現行の1万1,000円を据え置くもので、全体で所得割が0.3%増、均等割が2,800円増となります。

改定案②は、現行に基礎賦課分所得割が0.1%増の5.05%、均等割で3,000円増の2万7,000円、後期支援金分で所得割が0.2%増の1.6%、均等割で1,000円増の9,000円、介護納付金分で所得割が0.2%増の1.8%、均等割は1,000円増の1万2,000円で、全体で所得割額で0.5%増、均等割が5,000円増となります。

改定案③は、現行に基礎賦課分所得割が0.15%増の5.1%、均等割で3,500円増の2万7,500円、後期支援金分で所得割が0.25%増の1.65%、均等割で1,500円増の9,500円、介護納付金分で所得割が0.25%増の1.85%、均等割は1,000円増の1万2,000円で、全体で所得割が0.65%増、均等割が6,000円増となります。

参考までに、下から2つ目の表は、4,000万円の赤字補てんをしなかった場合の改定率で、全体で36.3%増額をしないと赤字分は賄えないことになり、この赤字補てんを全額解消するのが難しいこととはご理解いただけたらと思います。

一番下の表は、所得に応じた応能割と被保険者1人ごとに応益割の賦課の割合になりますが、これを50対50に近づけていくことも、国保制度を健全に運営していく上で必要でございますので、改正案①から③は、この割合に基づいて試算したものでございます。

続いて、5ページからの表がただいまご説明した、改定案①、②、③を実施した場合の世帯ごとの保険税額を計算したものです。

まず5ページから6ページは、64歳以下の世帯で保険税も基礎賦課分、後期支援金分、介護納付金分の3項目全てが賦課されます。特に均等割は、被保険者一人一人にかかりますので、世帯員が増えるにつれて負担額も増加していきます。この表の見方ですが、一番左の所得の欄、一般的な水準として、例えば所得200万円、下から9行目でございますが、給与収入では311万5,999円という行を横に見ていってください。1人世帯であれば、年額では現在、17万5,600円、賦課しているところ。改定案①5%増となると年額18万3,500円となり、改定案②8%で、年額18万9,000円、改定案③10%で、年額19万2,400円となります。その右がそれぞれ増額となった金額です。この計算で右に行くことに2人世帯、6ページにいくと3人世帯、4人世帯の試算となります。表の中の色づけされた箇所ですが、これは所得に応じて保険税が軽減される世帯になります。緑色の7割軽減は、世帯全員の所得が33万円以下の場合、5割軽減は33万円に被保険者の数掛ける26万5,000円を足した所得額以下の世帯。2割軽減は、33万円に保険者の数、被保険者の数掛ける48万円を足した所得額以下の世帯をそれぞれ軽減しております。表の賦課額は軽減した後の金額となっております。

ここで6ページの黄色に色づけされた箇所、賦課限度額についてご説明申し上げます。賦課限度額とは、所得が高い方でも、これ以上は賦課されないという上限額になります。これは、法律に基づいて設定された額であり、現在は基礎賦課分で54万円、後期支援金分で19万円、介護納付金分で16万円の合計89万円ですが、この賦課限度額については今回の法律改正では見送られましたので、現行のままとなります。

また、本条例改正において軽減所得の判定についても改正され、26万5,000円を27万円に改め、48万円を49万円に改めることとしております。

7ページと8ページは、65歳以上の年金受給世帯の表になります。65歳以上の方については介護納付金分の賦課はありません。例えば8ページ、年金収入のみの2人世帯の表になりますが、年金収入が120万円から213万円までの世帯、1行目から4行目ですが、これらの世帯の年額の増については、改定案①5%増で1,600円から3,700円の増、改定案②8%増で2,400円から5,800円の増、改定案③10%の増額でも3,000円から7,400円の増でございます。

9ページをごらんください。

平成28年度における東京都内の区市町村の保険税の税率等の違いについて、税額が高い順にまとめたものです。表のうち右から2番目の列、税額の欄をごらんください。

この税額は基礎、後期、介護の3項目の税率を算定基準の四角の枠内にある基準世帯で

あります 40 歳以上の夫婦、子ども 2 人、世帯の所得は夫のみで 300 万円、給与収入で約 443 万円、固定資産なしの場合で当てはめた税額を高い順に並べたものでございます。23 区については、基礎分と後期分の税率均等割額は同一ですが、介護分のみ区ごとに決められており、その中で一番高額な葛飾区を参考にいたしました。ピンク色で塗られた部分は、都内のトップスリーです。市町村では、立川市と昭島市が最も高い税額となります。西多摩地域では羽村市、次いで青梅市が高く、奥多摩町では都内で 24 番目、実際には葛飾区のほか 22 区は市町村よりも高い税率ですので、46 番目となりますが西多摩地域の中では 5 番目となっております。

10 ページをごらんください。

全国で国保税が最も高いと言われる、徳島県阿波市と都内市町村で一番高い立川市と西多摩 8 市町村をまとめたものです。表の下から 5 行目、赤字で西多摩平均の下に今回の改定案である①から③の案を実施した場合の数字を載せてあります。改定することで西多摩の平均を上回ることになりますが、各市町村とも平成 29 年あるいは平成 30 年度からの改定を検討していることからこの数値は変動する可能性があることをご承知願います。

11 ページをごらんください。

10 ページの表をグラフ化したもので、こちらも所得 300 万円の世帯を参考に試算したものです。奥多摩町では、現行では西多摩地域 8 市町村の平均と同等くらいになりますが、案①の 5% 増で都内市町村平均と同等くらい、案② 8% 増で西多摩地域で一番高い羽村市と同等、案③の 10% 増で西多摩地域で一番高い税額となり、赤字補てんなしでは都内で一番高い葛飾区と同等になります。

次に 12 ページ、西多摩地域市町村の税率改定の状況ですが、現在、市町村国保協議会のアンケートにより集計では、平成 29 年度会計の予定は、西多摩地域では奥多摩町のほか日の出町及び瑞穂町で、その他の 5 市村では、平成 29 年度は見送り平成 30 年度に改定を行う予定であるということです。その他の 6 市で保険税改定を予定しており、1 市を除いて、この 3 月定例議会に提案する予定ということですが、ここで改定をしなかった市町村につきましても、平成 30 年度には必ず改定する必要があるということです。これを 2 カ年で行うのか一度に行うのか、それぞれの市町村が判断したということでございます。

町を含めて、これらの保険者に共通していることは、改定の理由として一般会計からの法定外繰入の解消のたを挙げているところでございます。東京都では 62 の区市町村のうち、島嶼部の 2 村を除いた、60 の区市町村で一般会計からの法定外繰入を行っており、平成 30 年度以降、都道府県化が実施されてからこの解消が大きな課題になることは必至であ

り、それぞれの区市町村が繰入解消に向けた計画を策定し、東京都に提出することが求められますので、被保険者の急激な負担増を招かぬよう、計画的に見直しを行っていく必要がございます。

当日は、ただいまご説明申し上げました資料についてご質問いただき、委員の皆様を持ち帰っていただき、次回の開催時までには改定の可否も含めて判断をしていただくことといたしました。年明けの1月19日、第2回国保運営協議会を開催し、前会からの改正案についてご意見を伺ったところ、改定について平成30年度に一度に引き上げを行うことは、上げ幅が大きくなることから、平成29、30の2カ年で段階的に改定することはやむを得ない、そういうことから最低限の改定である、第1案が望ましいというご意見をいただき、それを町長に対する答申に反映をいたしました。その際、附帯意見として1、国民健康保険税の賦課に当たっては、保険給付額を確保する必要性から給付に見合った保険税率に近づける必要がある。また、平成30年度からの都道府県化を見据えた納付金制度への対応のためにも、急激な保険税率の引き上げで被保険者の負担増を招かぬよう、計画的に保険税率の見直しに努めること。2として、町の国民健康保険の現状と税率改定の必要性について住民への周知を確実に行うこと。3、病気の早期発見早期治療により医療費削減を図るため特定健康診査、がん検診等、保健事業の受診率等を向上させることの3点が付されております。

今回、国保運営協議会の答申を受けてご提案をした背景につきましては、なるべく被保険者の方の負担が急激にならない方向で、さらに今後一般会計繰入の解消に向けた、保険税率の見直しを踏まえたものですので、どうかご理解賜りますようお願い申し上げます。ご審議をいただきご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第3号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第3号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第3号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

2番、大澤議員。

○2番（大澤 由香里君） 高過ぎる保険税は必要な医療を受ける大きな障害となってい

ます。そもそも国保制度は国民皆保険実現のため、農業などの一次産業に従事する人たちのために発足したので、国保財政の6割近くが国庫負担でした。ところが1984年の改定を皮切りに、最近では2割近くにまで引き下げられています。減らされた国庫負担分を保険税に転嫁していることが高騰の大きな要因です。現在、国民健康保険は所得のない人、低所得者、高齢者が多く加入しています。今回の条例案が改正されると、例えば64歳以下の所得200万円の2人世帯では、現行の21万8,600円から22万9,300円になり1万700円も値上げされます。64歳以下の所得400万円の4人世帯では、現行の44万1,600円から46万3,900円となり、2万2,300円の大幅な値上げです。町では、保険給付費が上がっている中、30年度から始まる東京都の一元化に備えてより近づけるため、また、一般会計からの繰り入れを解消するための値上げだということですが、所得の1割を超える保険料は今でも高過ぎて払えないという声があり、加入者の負担能力を超えた保険税の負担が深刻な状況を生み出しています。ただでさえ高い保険料をさらに値上げして払えない家庭を増やすのではなく、払える保険料にして、みんなで支えることこそが持続可能な安定した保険制度につながる道ではないでしょうか。所得のない人、低所得者が圧倒的多数を占めている国保加入者の願いは暮らしを成り立たせて、支払い能力に応じた保険税で安心して受診できる公的医療制度です。町には命のとりでとしての国民健康保険事業の責務を全うするために、国が法定外繰入をやめろというなら町民の負担を増やすのではなく、国庫負担金を増やすよう、国に対して意見を述べるよう強く求めて反対討論とします。

○議長（須崎 眞君） 次に、議案第3号について賛成の議員の討論を行います。

11番、師岡伸公議員。

○11番（師岡 伸公君） 所管課長から詳しい説明をいただきまして、私も意見をまとめてまいりましたが、重複するところがありましたらご容赦いただきたいと思いますが、いづれついでにちょっと賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

国民皆保険制度の根底を支えるものとして、今回の制度改正があるわけですが、また持続可能という言葉がよくいろんな場面で使われますが、そういう意味においても、先ほどの説明のとおり、やはり国でも各市町村でも今、非常に苦渋の決断を迫られているわけです。国費の投入その他の説明もありましたけれども、30年に向けて財政運営の責任主体とそれから私たち市町村はその管理給付事業というふうな、区分けがされるわけですが、そこで私たちが与えられたやはり責務をどうしていくかということのをこれから考えていくのが必要なのかなというふうに思います。

いづれにしても、少子化、高齢化が今進行しているわけですが、この流れを一朝

一夕にとめるというのは、なかなか、今の世の中を見てもなかなかできづらい。これ以上、高齢者世帯の医療費が上がることについて、また現役の若い世代にもそれを求めることも難しくなっているというこういう事実もあろうかというふうに思います。

本当に、今の議員のご意見も本当に身に迫るものがあるとは思いますが、これは国保の被保険者に限らず、やはり受益を受ける人の応分負担と申しますか、そういうふうなものも、若干いただかないと成り立たないというふうなことも現実でございます。

ただ、所得が低くて負担が難しい方については、低所得者対策をさらに充実させる必要も大いに感じます。それから、国保の被保険者だけでなく、私たち住民全体がみずからの健康を維持ですとか、こういう制度の維持に何が必要なのかということをもっともっと積極的に関心を持って、保健事業などに参加する気運を私たちが醸成していくということが、ますます必要になっていくのではないかなというふうに考えます。

来るべき30年に向けて、いろんな形で準備をしているわけですが、私たち市町村が示された保険税額を賄うのに、被保険者の皆さんにやはり応分の負担をしていただくということは残念ながら、否めないというふうに思います。で、その国保の被保険者の皆様に対して、やはりこれだけの医療費がかかっているんだと、そういう現実もやはり、私たちは心にとめなくてははいけない。その分を負担していただくということも社会全体の仕組みの中から理解を求めなくてははいけないということであろうかと思えます。もちろん、先ほど申し上げたように低所得者の方に対する配慮は本当に必要であると思っています。で、国もそういう対策を今検討している。当然、準備していると思えますので、それを配慮した上で先ほどからお話にあるとおり、急激な負担増ではなく、ソフトランディングさせるために、徐々に近づけていくと、2年で近づけるとするのは大変、厳しいことだとは思いますが、そういう方向であるのかなというふうに思います。どんな事業を展開するにも、財政の裏づけですとか財政の健全化、これが必須であると思えますけれども補足の説明にもあり、それから今、皆様に説明された改定資料にもありますように、国が相当な資金を投入している。それで、一般会計からの繰り入れも表をごらんのとおり各市町村が費用を投入してきた。これをもうできるだけこれを抑えて、できればこれをなくすような方向にというお話が出ていますけれども、そこに行くにも大変なご苦労がいろんな関係の部署で出てくると思いますが、今後も国民皆保険制度を持続させるためには、やはり国保の存続はまず第一であることは間違いのないというふうに思います。

私も、運営協議会の一員ではありましたが、この資料にありますとおり、三択の中からその5%をとということではないと私は理解しています。それぞれの分野から委嘱さ

れた委員の皆さんが、真剣に議論し一旦資料を持ち帰って考えていただきました。高齢者、低所得者の負担の問題、それから、幾度も申し上げているとおり、一般会計からの繰り入れの問題、それから国保から他の保険制度との関係の問題、町全体の予算のバランスの問題、各議員さんから、相当のシビアな意見も頂戴いたしました。さまざまな角度から、真摯な意見を頂戴しました。その意味では、非常に大きな責任があり、今後の国保制度の行く末の責任の一端を担っているというふうに心にとめました。我々、議員も町民の福祉向上ということに対しては、やはりしっかりとした考えを持たなくてはいけない、その意味では確かに負担をかける、できるだけ負担をかけないでどうするかということ。やはり、考えてこういう制度に向かはずにはいけないということ、また今回も自戒をいたしました。

先ほど、その上で、その結論の中で附帯事項ということで、課長から説明ありましたけれども、ここでは全部読みませんが、3つ目のその病気早期発見、早期治療により医療費の削減と特定検査等を受けて自分たちの健康にやはり気をつけようという、ある意味ここが私は一番、やはり私たち住民がここにいらっしゃる皆様が啓発活動をしっかりと行って、町民に訴えるべき事柄ではないかというふうに思っています。

今回、河村町長から諮問を受けまして、審議して結果を答申いたしました。今回の改正、幾つかの案の中でもなるべく負担をかけないと思いますが、やはり5%にしないと30年度に向けて、なかなか向かえないという現実にもぶち当たりました。私ももろ手を挙げてこれに賛成というわけではありませんが、それでも以上申し上げた内容進めることが現時点で是というふうに判断をいたしました。本改正の提案にそういうことで賛成する立場から意見を申し述べさせていただきました。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 次に、議案第3号について反対の議員の討論を行います。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 以上で、議案第3号の討論を終結します。

日程第8 議案第3号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。

よって、午後2時20分から再開いたします。

午後2時06分 休憩

午後2時20分 再開

○議長(須崎 眞君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第9 議案第4号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

[福祉保健課長 清水 信行君 登壇]

○福祉保健課長(清水 信行君) 議案第4号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、介護保険法の改正により、現在実施している低所得者の保険料軽減について、引き続き現行の軽減率を継続するため、規定を整備する必要があるためでございます。

本条例は、町が介護保険事業を実施するため必要な規定を定めたものですが、今回、ご提案する改正は、主に低所得者の保険料率の減額賦課についての規定を平成29年度まで、延長することに加えまして、介護保険法の改正により条例に引用する条、項に変更があったことから改めるものでございます。国では、低所得者に対する介護保険料軽減の強化につきましては、平成29年度から第2、第3段階の被保険者に対しても実施する予定となっておりますが、消費税率10%への引き上げが延期されたことに伴い、財源充当が困難になったことから現行の前年の年金収入額が80万円以下の所得段階第1段階の方を対象とした、軽減賦課を継続し、年額3万7,200円の保険料を3,700円減額の年額3万3,500円とするものです。この軽減措置の町における対象者は、平成27年度では年度末で444人、被保険者全体に占める構成割合は19.4%。平成28年度では2月末現在で464人、被保険者全体に占める割合は19.7%となっております。

それでは条例改め文もございまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。

新旧対照表の19ページをお開き願います。

第8条、介護給付に関する規定のうち、特例居宅介護サービス計画費及び特例特定入所

者介護サービス費の額を定める介護保険法の規定について、第47条第2項を第47条第3項に、第53条の3第2項を第51条の4第2項に改めるもので、第9条、予防給付に関する規定におきましても、同じく特例特定入所者介護予防サービス費の額を定める介護保険法の規定について、第61条の3第2項を第61条の4第2項に改めるものでございます。

いずれの条におきましても、特例とされているサービスは、緊急的に介護保険のサービスを受ける必要が生じた場合、要介護、要支援認定の結果を持たずにサービスを利用することができますが、この場合、利用者は事業者に対して10割の利用者負担をし、後日認定結果により、9割分を保険者である町から返還してもらう制度で、町ではこれまでこれらの特例サービスの利用実績はございません。

第13条保険料率では、第2項において、軽減の年度を平成28年度から平成29年度に改めるもので、対象となる前項第1号に該当するものとは、先ほど申し上げました介護保険料を所得段階が第1段階に該当する被保険者で、ちなみに平成29年度当初予算に計上いたしました軽減対象者数は460人でございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終了いたします。

ご審議をいただきご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第4号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第4号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。

日程第9 議案第4号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

○議長（須崎 眞君） 次に、日程第 10 議案第 5 号 奥多摩町介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

〔福祉保健課長 清水 信行君 登壇〕

○福祉保健課長（清水 信行君） 議案第 5 号 奥多摩町介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

本条例につきましては、平成 25 年 4 月 1 日から施行されたもので、第 4 条、定期巡回随時対応型訪問介護看護の基本方針から、第 12 条、指定看護小規模多機能型居宅介護の基本方針まで、9 つのサービスの守るべき基本方針について規定しているものですが、これらのサービスに加え、平成 28 年 2 月に改正された厚生労働省令において指定地域密着型通所介護及び指定療養通所介護の 2 つのサービスが追加されたことにより、条例においてこの 2 つのサービスについて守るべき基本方針を追加する改正で、具体的にはこれまでの第 5 条の次に新たに 2 条を追加するもので、これにより第 6 条から第 12 条までを 2 条ずつ繰り下げるものでございます。

あわせて、繰り下げた条において、既に規定している条を引用している部分の改正、介護保険法の改正により項がずれたものを改めるものでございます。条例で改め文もございますが新旧対照表にてご説明いたします。

新旧対照表の 20 ページをお開き願います。

第 6 条及び第 7 条は、先ほど申し上げましたとおり、新たに追加するもので、指定地域密着型通所介護の基本方針、指定療養通所介護の事業の基本方針として守るべき基本方針について規定するものでございます。

第 10 条から次のページ第 11 条、第 12 条につきましては、介護保険法の改正による項ずれを改めるもの。

第 14 条の改正につきましては、改正前の条文中で引用している第 7 条を 2 条繰り下げたことによる改正でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、法律の施行と整合させるため平成 28 年 4 月 1 日から適用するものです。

以上で、議案第 5 号の説明を終了いたします。

ご審議をいただきご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 5 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 5 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 5 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。

日程第 10 議案 第 5 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。

よって、議案第 5 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11 議案第 6 号 奥多摩町介護保険地域支援事業利用者負担条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

〔福祉保健課長 清水 信行君 登壇〕

○福祉保健課長（清水 信行君） 議案第 6 号 奥多摩町介護保険地域支援事業利用者負担条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案の理由ですが、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、規定を整備する必要がありますためでございます。

町では、介護予防・日常生活支援総合事業を平成 29 年 4 月 1 日より実施することとしておりますが、本条例は総合事業を利用するに当たっての利用者負担について規定するもので、介護予防・日常生活支援総合事業は、平成 27 年 3 月 31 日に厚生労働省から告示された介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針に基づき、介

護保険地域支援事業の枠内で、平成 27 年 4 月 1 日から、全国の市町村で実施されたもので、平成 29 年 4 月 1 日までに介護保険の全保険者で実施が義務づけられたものです。

町においては、これまでの介護事業者との調整等を踏まえ、この 4 月 1 日から実施するものでございます。事業の実施に当たっては、これまでの介護予防サービスでは、一般の高齢者である一次予防高齢者と基本チェックリストに基づく介護予防が必要な二次予防高齢者、要支援認定者を合わせて、介護予防サービス対象者としていたものを新たな総合事業においては一次二次という区別をせず、地域の実情に応じて、効率的効果的な介護予防の取り組みを推進するために、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進することとしたものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明申し上げます。

新旧対照表の 23 ページをお開き願います。

本条例で規定している地域支援事業は、新たな総合事業に位置づけられる、筋力向上トレーニング、運動機能向上トレーニング、介護予防デイサービス等利用した場合の利用者負担について規定したもので、第 2 条において、これまで利用者負担の対象を地域支援事業における介護予防事業として、二次予防事業及び一次予防事業の対象者となる高齢者のうち、介護予防サービスを利用したものと規定しておりましたが、新総合事業の開始により一次予防二次予防という呼称を使用しなくなったことから、地域支援事業として介護予防サービスを利用したものと広く一般高齢者も含めた規定に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で議案第 6 号の説明を終了いたします。

ご審議をいただきご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 6 号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番、大澤議員。

○2 番（大澤 由香里君） この条例案は、総合事業への移行を受けての改正案だと思うんですけども、12 月議会での私の一般質問に対して、町ではこれまでの介護予防サービスの基準と同じ基準の訪問介護、通所介護と基準を緩和したサービスである通所介護 A を実施することで、これまでの介護予防サービス利用者の方々にも無理なく利用が継続できる体制をとるつもりである。介護予防のための費用については、十分に確保していくつもりであるし、サービスを利用の制限を行うことはないと答弁をいただきました。

いま一度お伺いします。その前の条例とこの条例が通ることによって、介護サービスの質の低下を招いたり、利用の制限が行われることはないですか。

○議長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 2番、大澤議員のご質問にお答え申し上げます。

今、議員からご質問があった介護新総合事業の実施によって、介護予防サービスの低下がないかというご質問でございますが、12月の定例町議会において町長からの答弁を申し上げましたように、新総合事業においては介護予防事業で行っていた通所訪問介護及び通所介護について、現行サービスをそのまま適用するような形で実施をするということで決定しておりますのでそれは変わりはありません。

今回、この条例を改正するに当たりまして、今までの今、申し上げました訪問介護や通所介護と別に筋力向上トレーニング、これは福祉会館2階で行うというものですとか運動機能向上トレーニングというのは、この接骨院に行って、行っているものそういったものを含めて新総合事業で介護予防サービスとして、実施するためにこれまでの区分を1つにしたものということでございますのでご理解いただければと思います。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第6号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第6号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。

日程第11 議案第6号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第12 議案第7号 奥多摩町福祉会館の指定管理者の指定について、日程第13 議案第8号 大沢国際釣場の指定管理者の指定について、日程第14 議案第9号 丹縄亭の指定管理者の指定について、以上3件を一括して議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

[企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇]

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 議案第7号から議案第9号までの3議案の指定管理者の指定につきましては、提案理由が同一でございますので一括してご説明をさせていただきます。

提案理由につきましては3議案とも地方自治法昭和22年法律第67号第244条の2第6項の規定によりまして、指定管理者を指定することにつきまして、議会の議決を求めますのでございます。これら3議案につきましては、いずれも指定期間満了に伴い、現在の指定管理者から継続して指定管理者の指定を受けたい旨の申請があったことからお諮りをするものでございます。なお指定の期間は、いずれも平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とするものでございます。

始めに、議案第7号 奥多摩町福祉会館の指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体は、社会福祉法人奥多摩町社会福祉協議会でございます。

次に、議案第8号 大沢国際釣場の指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体は、株式会社TOKYOトラウトカントリーでございます。

次に、議案第9号 丹縄亭の指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体は、株式会社キャニオンズでございます。

ただいまご説明を申し上げました、指定管理者候補者の概要につきましては、別紙としてお手元に配付してございますので、ご参照いただきたいと思います。また、この3議案につきましては、奥多摩町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例、第6条の規定に基づきまして、去る2月15日に開催いたしました、指定管理者選定委員会におきまして、現在の指定管理者は適任であるとして選定を行っているところでございます。

なお、今回の指定期間満了には青目立不動尊休み処の指定管理者であります、多摩測地もございましたが、本業である測量業との兼ね合いや年齢等による身体的負担が増していることなどによりまして、指定終了の申し出があったことから、指定管理者選定委員会におきまして、審議の結果、申し出を受理し指定の終了を決定しました。指定の終了に当たりましては、議決を要しないこととされているため、議案はございませんが、ご報告をさせていただきます。また、同施設につきましては、今後、改めて募集等を行ってまいります予定でございますのでよろしくお願いいたします。

以上で、議案第7号 奥多摩町福祉会館の指定管理者の指定についてから議案第9号 丹縄亭の指定管理者の指定についてまでの3議案の説明を終わります。

ご審議の上ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第7号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第7号の質疑を終結します。

次に、議案第8号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第8号の質疑を終結します。

次に、議案第9号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

はい、11番、師岡伸公議員。

○11番（師岡 伸公君） 2つお伺いしたいと思います。

キャニオンズ、メニューの工夫とかいろいろ頑張っているらしいです。今回の事業内容5番に英会話の指導及びその教室の経営とうたっていますけれども、現状をちょっと教えていただければと思います。これが1つ目。

2つ目は、やはり所在地、水上ということで、こちらに来て事業を展開されているわけですが、事業所、本社、支社いろいろありますけれども、支社を持つということは、やっぱり自営業では大変な負担もかかりますし、当然、そういうことはやらないだろうとは思いますが、例えば、今の役員の方々の中で、その居住地が奥多摩にあるとかそういうのはあるのかどうか。もしなければ、1人でも居住地を奥多摩に構えて、腰を据えて、事業を展開していただければありがたいなという、1町民としての感情はあるんですけれども、と申しますのも、今、小丹波の寸庭地区にもスプラッシュさんという、事業者が来て頑張っているんですけれども、やはりこの冬の時期には全く姿が見えないと、今沖繩に行っているようですけれども。

やはり奥多摩のフィールドを利用して、事業を展開、非常にありがたいんですけれども、やはり本腰を入れてやってもらいたい事業者が1つもないという観点から質問をいたします。以上、2点よろしくお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 11番、師岡伸公議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目のここに出てきている英会話という部分について、どのような実践をされているのかということについてですが、こちらにつきましてはアウトドア教育の一環という形で、例えばラフティングですとかそういったものの中で、大自然の中で英会話を使う、実践的に使っていながら教育をしていくということで、特に外国人インストラクター英語圏の方が非常に多いという観点から、当然、お客様日本人ということもありまして、英語、日本語両方ができるというようなことで、そういった中でコミュニケーションをとっていくことによって、英語の情操教育をしていくというふうに聞いておりますが、この事業について、奥多摩をこのキャニオニングの中でやっているのかということについては、私が今聞いている範囲においては、まだ英会話の実践はないというふうに聞いております。

それから2点目の居住者の町内に住所を持つてくること、確かにおっしゃるとおりで、そのとおりでそうしていただくことが非常にいいことだというふうに思っております。そういった中で今、どうしても春夏秋のスリーシーズンがこの河川を利用して、アウトドアの活動ということで、代表者のマイクとも何回かお話をさせていただいているんですが、冬の観光プログラムというものを今、検討をしております。幾つか打診をしているそうなんですが、なかなか地権者等の承諾を得られなかったり、若干苦戦している部分もありますが、そうすることによって、また居住者というものも通年でできることによって、この地に住んでいただけるということになると思いますので、その辺を引き続き、協力していきながら町のほうでも、ぜひ住んでいただくように要請をしていきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（須崎 眞君） 副町長。

○副町長（加藤 一美君） 補足を副町長のほうからさせていただきます。

マイク・ハリスさん、キャニオンズが、町に初めて指定管理で来たときに担当していたもんですから、ある程度話をさせていただきました。その当時、ハリスさんいわく、将来的には丹縄亭は全て奥多摩の住民皆さんで経営していただければということで、当然、事業の中でインストラクターの教育もしていくし、またレストランの調理人に支配人、全ての経営を将来的には、水上から通いで来るのではなくて、また、人材を送るのではなくて、奥多摩の土着の人たちで、1つの会社としてやってほしいというのは夢であるというふうにおっしゃってございましたので、町のほうでも今後かかわっている中で、そういった

部分を大いに、奥多摩町を取り込んでもらえるように進めてまいりたいというふうを考えております。

○議長（須崎 眞君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第9号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第7号から議案第9号までについて討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。

日程第12 議案第7号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13 議案第8号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14 議案第9号について、原案に賛成の議員は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15 議案第10号 資源収集車（2tトラック）購入契約について、日程第16 議案第11号 資源物運搬用アームロール車及び専用コンテナボックス購入契約について、以上2件を一括して議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、議案第10号 資源収集車（2tトラック）購入契約について並びに議案第11号 資源物運搬用アームロール車及び専用コンテナボ

ックス購入契約についての2議案につきまして、一括してご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、平成28年第1回奥多摩町議会定例会におきまして、一般会計予算の議決をいただきました。その折の議決に含まれておりました、資源収集車等附帯案件の購入につきましては、昨年5月23日に入札を執行し、翌24日落札業者との契約を締結したところでございます。これら2案件は、予定価格がそれぞれ700万円以上となる契約であったため本来でありますと、議会の議決に付すべく契約及び財産の取得または処分に関する条例、昭和39年条例第16号第3条の規定に基づき、議会の議決を得るべき財産の取得に該当していたところでありますが、大変遺憾ながらその点を失念いたしまして、議会の議決を得ずに契約を締結してしまったものでございます。このためこれら2議案の契約を平成28年5月24日にさかのぼって、有効とすることにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、改めて議会の議決を得ようとするものでございます。

始めに、議案第10号、資源収集車（2tトラック）購入契約についてご説明させていただきます。

契約の目的は資源収集車（2tトラック）購入でございます。契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。契約の金額は991万4,400円でございます。契約の相手方は東京都西多摩郡奥多摩町川井800番地1、朝日運輸整備工場、工場長柴田勝則氏でございます。

次に、議案第11号 資資源物運搬用アームロール車及び専用コンテナボックス購入契約についてご説明をさせていただきます。

契約の目的は、資源物運搬用アームロール車及び専用コンテナボックス購入でございます。契約の方法は指名競争入札による契約でございます。契約の金額は723万6,000円でございます。契約の相手方は東京都西多摩郡奥多摩町川井800番地1、朝日運輸整備工場、工場長柴田勝則氏でございます。

入札調書につきましては、それぞれの議案の議案書の次に添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、それぞれの事業を概要につきましては、担当課長よりご説明させていただきます。

本来、法令に基づく行政を推進すべき立場にありながら、こうした遺憾な事態を招いてしまいましたことにつきましては、議会並びに町民の皆様に誠に申しわけなく、深くおわびを申し上げますとともに、今後、こうしたことが二度と繰り返されないよう、再発の防止に万全を期してまいる所存でありますので、何とぞご審議の上ご決定いただきますよう

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 住民課長。

○住民課長（天野 成浩君） それでは、ただいま上程いたしました、議案第 10 号、議案第 11 号の車両等の概要につきまして関連がございますので、一括でご説明させていただきます。

始めに、議案第 10 号の資源収集車（2 t トラック）の概要についてご説明させていただきます。

3 ページの仕様書を開きください。

2、主要構造、性能につきましては、購入台数 2 台、各乗車定員は 3 名、駆動方式はオートマ 4 WD、最大積載量は 1,650 キログラム、排気量は 3,000 C C で、架装容量は 5 立米で以上でございます。

積み込み搬出方法につきましては、資源収集用の車両でございますので、塵芥用深型ダンプでございます。

次の 3、塗装以降、次のページの項目の概要は記載のとおりでございます。

以上、議案第 10 号の説明を終わります。

次に、議案第 11 号の資源物運搬用アームロール車及び専用コンテナボックスの概要についてご説明させていただきます。

3 ページの仕様書をお開きください。

2、主要構造、性能につきましては、（1）アームロール車、コンテナボックス付きの概要ですが、購入台数 1 台、乗車定員は 3 名、駆動方式はミッション、2 WD、最大積載量は 3,000 キログラム、排気量は 3,000 C C で架装容量は 3.6 立米、コンテナボックス付きでございます。

次に（2）コンテナボックスの概要ですが購入個数は 6 個、1 個の最大積載容量は、3.6 立米、質量、550 キログラム、一方開、角底コンテナボックスでございます。資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ用にクリーンセンターに設置し、集積した後にアームロール車により、西秋川衛生組合に運搬、使用するものでございます。

次の（3）塗装以降、次のページの項目の概要は記載のとおりでございます。

以上で、議案第 11 号の説明を終わります。

ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 10 号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、原島議員。

○9番（原島 幸次君） 今、議案10号と11号につきまして、トラックの購入で企画財政課長より十分説明がございました。当然、700万以上ですから、議会の承認を得ないで契約するわけにはいきませんし、ここの3月まで引っ張った、ちょっと長過ぎたのかなと、もっと早くわからなかったのかなという気はいたします。

こういうことが再度あったら困りますし、なおかつその防止策はどのようにやってあるのか、2つともについて、もし、こんな防止策をやったと、いろいろ防止策も再発防止策もあると思うんですが、これを実際にこういう防止策を考えた、こういうことも考えたというものがあれば、おっしゃっていただけありがたいかなと思います。

以上です。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 9番、原島委員からの質問にお答え申し上げます。

2件ほどご質問がございました。1点目でございます、今回の議会におきまして、このような形でお諮りをさせていただいたということで、先ほどのご説明の中でも入札自体は昨年の5月ということございまして、この時期までなぜかということが1点。

それから、もう1点がこういうことがあってはいけないということございましてけれども防止策、改善策等ということで頂戴をいたしております。

最初に1点目でございます。昨年の5月に入札してその時点で本来であれば仮契約という形をしまして、直近の議会におきまして諮るべきところそれを失念したということがまず1点ございまして、その後につきましては、先ほどの概要の中にもございましたが、納車の関係が11月の下旬また12月の中旬ということございまして。このとき検査の関係等もございましたけれども、あわせて支払いの関係も出てきますので、財政係と含めましてということで、そこで確認が「おかしいんじゃないか」という話が出てまいったところでございます。12月、あるいは11月下旬であれば12月議会というお話があらうかと思っておりますけれども、その点につきましては、改めて議会にお諮りする方法とかを東京都の総務局の行政部のほうへ、入念に確認しなければいけないということで実際に確認をさせていただきました。そのやりとりが終わりましたのが、年を明けてからということになってしまったということで、1月の中旬以降という状況になっております。その時点なりますと、他の議案関係ということもございまして、直近では3月の議会になってしまったというのが実情のところでございますので、ご理解のほうをよろしくお願いしたいと存じます。

それから2点目の防止策関係のことをごさいます。こちらにつきましては、今さらながらではごさいますけれども、契約に関するまた議会の議決概要に関する基本的な制度をきちんと理解することが何より大事であるというふうに考えておりますが、改めて、契約事務及びこれに関連します事務につきまして、関係職員を含めまして再度の周知徹底を図ってまいりたいと考えます。また、同時に指名業者選定委員会におきまして、まずは契約案件等の提出がごさいますけれども、このときに提出の様式がごさいます。そちらの中に、議決を要する案件であるのか、そうではないのかというようなチェックできるような項目を今後設けていきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、一連の事務の流れの中で見落としのないようにこの辺を様式の改正等を含めて、また同時に関係職員の認識、あるいは知識という部分で研修を含め対応を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、大変ご迷惑をかけおかけする形になってしまいましたがご理解の上、よろしくお願ひしたいと存じます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第10号の質疑を終結します。

次に、議案第11号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第11号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第10号及び議案第11号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。

日程第15 議案第10号について、原案に賛成の議員は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。

よって、議案第10号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第16 議案第11号について、原案に賛成の議員は起立を願ひます。

(賛成者起立)

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。

よって、議案第 11 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 17 陳情の受付についてを議題とします。

陳情文書表を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（澤本 恒男君） 陳情文書表を朗読します。

議請願第 1 号 平成 29 年 3 月 7 日、奥多摩町議会議員殿。奥多摩町議会議長須崎眞。

請願書・陳情書の受付について。

議会に提出された陳情 1 件について、下記のとおり受け付けたので報告する。

奥多摩町議会第 1 回定例会。

請願・陳情文書表。

番号、陳情第 1 号、受付年月日、平成 29 年 2 月 16 日、件名、「介護保険制度の改善を国に求める陳情書」。

陳情人の氏名、青梅市河辺町 7-20-7、三多摩健康友の会青梅奥多摩支部支部長、伊藤正彦。

以上です。

○議長（須崎 眞君） 以上で朗読は終わりました。

お諮りします、ただいまの議題となっております、陳情第 1 号については会議規則第 37 条の規定により、所管の常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第 1 号については、所管の経済厚生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

今会期中に審査を終了するようお願いします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、本会議 2 日目は明日 3 月 8 日午前 10 時より開議しますのでご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午前 3 時 07 分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員